

1. 平成30年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成30年6月14日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

岡 文 男

議会事務局
議会総務課
係 長

兼 山 美由紀

議会事務局
議会総務課 長
補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には連日の執務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

いよいよ6月の一般質問始まったわけですが、イの一番ということで大変緊張しておりますが、頑張って質問させていただきます。

梅雨空ではありますが、けさほどのスズメがチュンチュンと非常に爽やかに旋律で奏でておりましたが、田畑、山は大変緑がまぶしくて、ふと空を見上げますと、ほぼ空が半分ではなくて全部青かったです。先ほどそのスズメと旋律ということでおわかりいただけたんではないかなというふうにして思っておりますが、ちょっと私も緊張がほぐれたところで質問に入らせていただきます。

大きく分けまして、大項目は、障がい者への就労支援について、もう1点は学校教育、これは主に中学校についてであります。それぞれよろしく願いをいたします。

それでは、1つ目の障がい者への就労支援についてであります。

安心して地域で暮らしていくために、「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち郡上」を合い言葉に、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人が人として尊厳を持って安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指している郡上、これはこの郡上市の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の中にもうたっております。

常々、私は新聞を見ながらいろいろと情報を得ようにはしているんですが、その中でいろいろとその障がいにかかわる記事がたくさん載っております。気になったのは、この障がい者解雇600人ということであります。こういったA型事業所、昨年から廃業が相次ぐというような記事とか、障がい者が働くB型事業所というものがあります。このA型事業所、B型事業所について少し触れさせていただきます。

この障がい者の人の就労の形態として、就労継続支援A型、B型というものがありますが、この就労継続支援A型事業所について少しお話をさせていただきます。

このA型事業所であります、これは雇用型であります。一般企業等での就労が困難であるが、ある程度の支援を受けないと働くことができない方、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して働く場と生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。一般就労への移行を目指すとともに、雇用契約を結ぶことでもありますので、これは地域の最低賃金、岐阜県は時給800円でございますが、これを守る義務があります。平成28年度の岐阜県のホームページ、これを見ますと全国平均ですと7万720円であります。岐阜県の平均工賃は7万17円であります。この就労継続支援A型の事業所については市内では1カ所でございます。

対して就労継続支援B型事業所、これは非雇用型であります。雇用契約に基づく就労が困難である人に対して雇用契約を結ばずに、生産活動などの機会の提供、生活能力等向上のために必要な訓練を行います。就労に必要な能力や意欲が高まった方は就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

このB型の全国平均の賃金なんですが、これは1万5,295円です。岐阜県の平均工賃は1万3,718円。この就労継続支援B型の事業所は、郡上市では9事業所がございます。市内の事業所はそれぞれ創意工夫をされていると思いますが、就労に大変厳しい状況であるというふうにしてお聞きをしております。

このA型ですが、A型は障がい者の人数に応じて国から補助金が支払われるため、収益を確保できなくても運営を維持できるような構造ではございました。しかしながら、昨年4月から原則として収益で賃金を賄うように仕組みが変更されました。これがA型でございます。

B型は、これまでは働く障がい者の人数を基準に補助金の額を決定しておりましたが、4月からは障がい者の賃金レベルに準じて算定する方法に改められるというふうな背景がございます。そう

いったことから、各事業所とも非常に苦勞されているというふうなことでございます。

こういった背景をもとに2013年に障害者優先調達推進法が施行され、国や市町村は、物品調達で障がい者就労施設などを優先すると定められたりしています。市としてもどのようなその支援をされているか、またその課題はどうであるか、対策をどのようにして捉え、どのように取り組まれているかお伺いをしたいと思います。障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会の実現のもと、全ての事業所には法定雇用率以上割合で障がい者を雇用する義務がございます。障害者雇用率制度であります。この法定雇用率が2018年4月1日から、民間企業は2%から2.2%、これは対象になる事業所の範囲が従業員50人以上から45.5人以上というふうにして広がりました。国・地方公共団体等は、2.3%から2.5%であります。

なお、2021年の4月までにはさらに0.1%引き上げられることになります。対象となる事業主の範囲は従業員43.5人以上というふうなことになるということになります。

こういったことも踏まえて本市の状況も踏まえて、前述しました支援や課題、対策をどのように捉え取り組まれているかをあわせてお伺いしたいのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

丸茂健康福祉部長。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、まず市内の就労支援事業所の状況であったり工賃等につきましてお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃられましたように、市内には就労継続支援A型が1事業所、就労継続支援B型が9事業所ございます。A型は雇用契約を結んで最低賃金が適用されますし、B型は雇用契約がなく最低賃金の適用は受けていないというところがございます。市内事業所が工賃向上に向けました取り組みといたしましては、八幡町内においてアンテナショップを開設しまして自主製品の販売を行ったり、高速道路サービスエリアに自主製品を直接卸して販売を行ってみえます。

また自主製品の開発が困難な事業所におかれましては、市内企業と連携いたしまして下請作業等は優先して請け負うなど、工賃向上に向けて努力はしてみえます。発表されております、先ほど議員もおっしゃられましたように、平成28年度の岐阜県内のA型事業所の月額平均工賃は、A型では7万17円、B型では1万3,718円となっております。これに対しまして、市内のA方の事業所ですが、月額の平均工賃は8万9,959円、そしてB型事業所の月額平均工賃は1万2,613円となっております。この金額を見ますと、A型は県の平均を1万9,000円ほど上回っておりますが、B型におきましては1,000円ほど下回っている状況となっております。

郡上市といたしましても、賃金向上に向けてという取り組みで、行政としては平成26年度から郡上市障害者就労支援施設等からの物品調達方針を策定いたしまして、市役所内における毎年度、優先調達の目標額を設定して取り組みを行っております。平成26年度の実績額につきましては、92万

5,000円ほどでしたが、平成29年度、昨年度は優先調達目標額を120万円に設定いたしまして、それに対しました実績額といたしましては137万3,540円となりました。市のこれらの物品調達ということで購入しました主な物品といたしましては、庁舎周辺に植える花の苗とかトイレトペーパー、あと保育園のおやつとして提供するお菓子などを購入しております。

また、役務的業務といたしましては、美並地域にあります公衆トイレの清掃業務も障がい福祉サービス事業者へ委託しております。

平成30年度は優先調達目標額を140万円に設定いたしまして、これからも積極的にその事業者からの物品であったりとか、役務的なところの業務を委託をして、少しでも工賃アップ向上につながるように努めていきたいと考えております。

また、市役所の中の体制ですが、市では積極的な物品を調達するということでこれはもう全庁的に取り組むことでありますので、平成28年度から各部局等において優先調達推進員を専任いたしまして購入促進を図っております。

事業所に対しての販売支援といたしましては、平成29年度では身体障害者中濃地域体育大会とか町民祭等のイベントでの出店依頼とか、また市役所本庁舎内におきまして、特別支援学校、高等部でしたが、高等部の生徒による製品販売の受け入れ等を行いました。

また、1階の正面玄関の横にありますディスプレイにおいて、定期的にB型事業所のそれぞれ自主製品のみではありませんが、そのB型事業所がどんなことを行っているとか、現在は特別支援学校の製品を展示しておりますが、市民の皆様方に少しでも多くの機会に知っていただくような周知を図っております。

そして、2点目の障がい者の法定雇用率の現状でございますが、平成29年度の郡上市内で従業員50人以上で障害者雇用率制度の適用を受ける企業数は21社ありますが、その21社が法定雇用率を達成しているかどうかは公表されてはおりません。ただ、県内の29年度の状況を見ますと、県内では50人以上の企業は1,437社、これは地方公共団体は除いております。この1,437社の中で法定雇用率を達成している企業数は839社ということで達成率は58.4%となっております。今回、30年度に障がい者の雇用の促進に係る法律の改正によりまして、従業員が45.5人以上の企業が対象となります。ただこの対象を受ける企業が郡上市内にどれだけあるかというようなところは、確認をいたしましたが、現在のところまだ発表とはなっていない状況でございます。

今度は市役所の中の状況ですが、市役所におきましては現在20人の障がい者を雇用しております。平成29年度においては地方公共団体における法定雇用率の2.3%は達成をしていました。ただし、ことし4月からの法改正による法定雇用率が2.5%に引き上がりましたので、現在は達成していない状況となっております。この2.5%という法定雇用率を達成するためには、さらに2名ほどの障がい者の方の雇用が必要となる状況であります。市では一般行政職としての身体障がい者の採

用枠を設けまして、6月の広報にも上げてありますが、広く募集をしておりますが、昨年度来なかなかそこでの枠での募集がないという現状もありますが、引き続きまして法定雇用率の早期達成に向けまして、市役所といたしましてもハローワーク等関係機関と連携を密にしながら努力していきたいと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございます。

障がい者福祉の制度は本当に近年目まぐるしく進歩、変わっているということで、市の職員の方もその対応に御苦労されているというふうなことではあります。

先ほどの丸茂部長のほうの答弁でございましたが、市内の企業と連携をしてというようなことで下請さんということで仕事をいただいておりますというふうな状況ではあります。できるだけ私はその事業所に回って、いろんな現場を見ていろいろお話をさせていただく機会を多く持とうとしておりますが、やはりA型事業所は配食サービスをされている、1事業ですが、配食のサービスをされております。非常に遠いところまで運ぶということで、29年の4月でしたか、配食サービスの制度が変わりまして、見守りサービスの追加などということで助成が行われているということですが、なかなかその助成の範囲、規制、基準がちょっと厳しいということで、なかなか、配食が600食ぐらい多分あるというふうに聞いているんですが、全てにそれが見守りサービスというほどではないということですが、基準をぜひとも、せめて年齢で例えば80歳以上の方とかっていうようなことで、もう少し配慮というか、支援をしていただくと本当にいいことではないかなと思います。

こういった障がい者の職が高齢者の食を支えているということです。障がい者の就職の職ですね。それが高齢者の食を支えているって非常にいい事業ではあるんじゃないかと思っています。こういった衣食住あるんですが、食に関しては本当に健康にかかわることですので、予防することによって本当に早期発見とかによって医療費が非常に抑えられるというふうなことにもなりますので、ぜひそういった根本のところに支援をいただきたいというふうに思います。

また、いろいろとその企業さんが連携してということですが、市としても社会福祉協議会の中にB型事業所を4つほど持ってみえます。こういったところの生産性を上げるというわけではないんですが、障がい者の方にその生産性を上げるというのは非常に厳しいというふうなことではあります。それを指導されている方たちがやはりいろんな、私は結構トヨタ生産方式ということでも無駄を省いて生産性向上ということを結構言っているわけですが、近年、下呂市でも、ホテルのところ、サービス業ですが、トヨタ生産方式を取り入れて無駄を省いて、何とか2人でや

っているところを1.5人でやってみようとか、または農業の方がトヨタ生産方式を取り入れてというようなこともございます。そういったことをやはりその事業所の方たちが知っていれば、無駄なことは省いて、これは指導にも問題がやっぱりあるのではないかと思います。障がいをもっている方は非常にその可能性もありますし、一生懸命集中してやられる方が非常に多かったです。そういった中でやはり教える側としてもやっぱりそういった整備を整えることも必要ではないかと思うんですが、そういったことについても御尽力をいただければと思うんですが、そういうことに関して一言だけ、答弁あればお願いしたいと思うんでよろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 丸茂健康福祉部長。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） まず今の障がい事業所のところの9事業所のうち3事業所は社会福祉協議会が運営するところで、市が指定管理をお願いしているところになっております。市が指定管理をお願いしているということにつきまして、年2から3回におきましては、モニタリングといったようなところで障がいの担当職員がお邪魔しまして、まず安全管理の面を含めまして、どのような状況で今生産をしてみえるかとか、運営のところにつきましてもいろいろ一緒に相談に乗らせておっていただきます。ただ事業所におきましては、議員言われるように、なかなか経営的には就労による工賃が皆さん方に分配されるということで、いかにその全体の工賃を上げるかということについて、それぞれ事業所の方、本当努力はしてみえますので、今後も指定管理のみならず、それぞれの事業者の方々の運営されている方々のいろいろな状況等もいろいろ御相談を受けるような機会は今後から大切にしていきたいと考えております。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） どうもありがとうございます。本当に共生社会を目指して皆様方にまた御尽力をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、1点目の質問を終わらせていただきまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、学校教育、中学校について2点ほどお伺いをいたします。

中学校のまずこの運動部活動のことでありますが、中学校のこの運動部活動はやはり少子化や生徒のニーズの多様化、指導者の不足、教員の多忙化、課題はますます複雑化し、特に学校規模が縮小しても運動部数の削減が進まないことや運動部活動とクラブ活動との円滑な連携が図られていないことなどについては、教員の負担感などの問題から即時的な解決策が見出せず、将来的に健全な運動部活動の成立が危惧される状況にあると言われております。

市内の中学校でも部員構成の厳しい部や存続の危機的な部、また学校によっては生徒が希望する部活動、これは運動部活動と文科系の部活動にあたりますが、こういった希望する部活動がない、またはつukれないというふうな状況、これは顧問がいらないため部活動ができない場合などあります。

こういった状況があるということで執行部のほうで資料を提出していただいております。皆様のお手元にも平成30年度の郡上市内中学校の部活動人数調査等ということでお配りがしてあると思います。この中で学校名と種目、バレーボール、バスケット、サッカー、ソフトボール、軟式野球、剣道、ソフトテニス、卓球、柔道、バドミントン、体操、あ、体操はないですね。あと文化系では文化部の芸術部、文化部、芸術部、吹奏楽部、美術、コンピューターというふうにしてあります。こういった部があるわけではありますが、平成30年3月のこのスポーツ庁の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインの前文において、将来的においても全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として運動部活動を持続可能とするものにするためには、各自のニーズに応じた運動、スポーツを行うことができるよう速やかに運動部活動のあり方に関し抜本的な改革に取り組む必要があるというふうなことが言われております。

こういったことを以上踏まえまして、部活動における生徒数のこの現状における課題、対策、それからガイドラインの中にはその基本方針、運営、管理、指導体制、配慮事項というふうにして各分かれておりますが、この中でも特に指導体制の観点から市のこの役割についてどのように明確にされているかということを伺いたいと思います。

市のスポーツ振興課では、「1市民1スポーツ」の具現を目指し、元気な地域づくりを推進しますとあります。この中でスポーツツーリズムとかスポーツコミッション、あるいは合宿誘致活動、ホストタウン登録等あります。こういった中の最後のほうに、さらに少年スポーツにおける指導者の育成及び資質向上を図りますというふうなこともございますが、誘致等も非常にいいことだと思います。しかしながら、その足元の市内のスポーツに対する現状というものをもう少し把握をしていただいて、何とかいろんな支援をしていただきたい。ある現状を踏まえてできることをやっていただきたいというふうにして思っておりますので、どうかその点について御答弁をいただきたいのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 森藤議員の御質問は、1点目に郡上市の中学校の部活動における現状と課題、2点目に課題に対する対策、3点目に今後の郡上市の役割についてのこの3点と捉えてお答えをさせていただきます。

まず1点目の部活動の現状については、ただいま紹介ありましたように、皆様方に資料を配付させていただきますので、そちらの資料をごらんください。配付資料は、部活動の現状を示すとともに新たな試みも示しておりますので、少し時間をとって、資料について説明をさせていただきます。

資料の上段にバレーボール等の5つの集団スポーツの欄がありますが、その欄に網かけをした部分があります。この網かけは複数の学校で合同チームを組んでいる部活動を示しております。

バレーボールでいいますと、バレーボール男子は八幡中学校と郡上東中学校が合同チームとして中学校体育連盟、中体連と略させていただきますが、中体連の大会に出場します。

なお、軟式野球については、複数のところに網かけがあるかと思います。八幡中学校と八幡西中学校が一つの合同チームです。さらに、大和中学校と明宝中の３年生２名が合同チームというように、軟式野球の場合は２つの合同チームが中体連の大会に出場します。

ただいま説明しました明宝中の軟式野球３年生２名のように、網かけがあり、数字に丸囲いがしてある、ほかにも八幡西中の男子バスケット３年生の２名、それから高鷲中学校３年生サッカー部の１名、これらの生徒は、自分の学校にやりたい種目がないため、現在ある自分の学校の部に所属をして部活動を実施しております。でも、夜間とか休日は家族の協力を得て、クラブとして他の生徒と一緒に活動をともししております。そうしたクラブでの合同練習の実績のある３年生の生徒について、今年度、県の中体連が合同チームとして大会に出場することを認めたことにより、新しい形での参加が生まれました。この参加については現在所属している両方に出れるというわけではなく、二重登録はできないというふうでそういう配慮がされていることを承知おきください。

さらに、今の表の中にソフトテニスの欄がありますが、八幡中学校は昨年度より硬式テニスとして活動をしていることを申し添えさせていただきます。

中学校における部活動は、生徒がスポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を高め、互いに協力し合って、友情を深めるといった豊かな学校生活を実現させる役割を担っている、教育的意義のある活動と捉えています。しかし、配付した資料からも、森藤議員の指摘のように、生徒及び教員の減少に伴う部活動数の縮小化が進む一方、生徒のニーズの多様化、教員の多忙化といった部活動における課題は人口減少に起因する大きな課題であり、今後一層顕著になると認識しております。

部活動の顧問についての現状については、平成29年度郡上市の中学校運動部活動の調査では、全顧問の65%に相当する56名の顧問が担当する部の競技経験がない顧問でした。

また、教師の負担の現状としては、市内の中学校の運動系部活動全53部のうち、47%に当たる25部で顧問の数が２人に満たない現状です。顧問が交代で指導する体制になっていないため、部活動指導を一人で担っている顧問は負担も大きいと言えます。

このような状態を改善して顧問の負担を軽減するとともに、けがや事故の未然防止を含め、個の能力に応じた指導等により、部活動が生徒にとってより充実した活動になるように改善していくことが重要と捉えています。

また、配付しました資料から、白鳥中学校、八幡中学校では活動の種目が多いのに対して、明宝中学校、郡上東中学校においては部活動の種目が少ないという現状です。部活動だけを見ると、現時点の学校規模において安全指導の充実、教員の負担を考慮することで生徒の多様なニーズに応じ

る選択肢の数に学校によって大きな差があるのが現状でございます。

2点目としまして、その対策についてでございます。

今ほど申し上げた現状を踏まえ、郡上市の各中学校では、以前よりクラブ化を進めています。休日等をクラブとして実施することで、仲間づくりを主眼に置く生徒、もっと練習して競技力を向上したいというそこを主眼とする生徒、それぞれのニーズに応えることができること、さらに平日の部活動では例えばバスケット部に所属し、体力づくりに努め、休日は他の地域の野球クラブに参加するなどのニーズに応じた工夫もできます。こうしたクラブ活動は、学校部活動の顧問でなく、保護者による育成会が中心となって運営する活動で、指導は主に社会人コーチが担っています。教員もボランティアとしてクラブの練習に参加することもあります。市内のどの中学校でもクラブ化が定着しており、専門でない顧問にとっては、社会人コーチによる専門的な支援を受けることは、指導力の向上や多忙化解消につながっていると考えています。

また、部活動においても、少ない人数でも大会を目指したいと生徒のニーズに応じることができるよう、先ほど説明しましたように、中体連では合同チーム制を取り入れています。

また、中体連の相撲、陸上、水泳、駅伝、スキーの大会参加については、二重登録にならないことから、練習や引率など、生徒の希望に応じて選手が出場できるよう、各学校で対応をいただいております。

3点目の市教委としての役割でございますが、学校の小規模化に起因する課題の解消については、今後の学校体制にかかわる大きな課題ですので、学校体制検討委員会や地域協議会での検討課題として、保護者を初め幅広い年代の方々に御意見をいただきたいと考えています。

また、部活動の充実や教員の多忙化の課題については、顧問にかわって部活動を単独で指導・引率できる部活動指導員を配置するという国の事業が今年度よりスタートしております。部活指導員は、非常勤職員として任用され、学校の教育活動の中で単独指導、単独引率が可能です。本年度、郡上市においては、部活指導員4名分の予算化をしているところです。6月現在において配置数は、大和中学校のサッカー部における1名です。

今後も教育委員会としましては、生徒や指導者が明るく元気に部活動やクラブ活動ができるよう、指導可能な人材の発掘や指導者の資質向上の研修を充実することを努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。こういった指導者の資質向上を図るために今研修会等もやはり言われていたんですが、ぜひこれは必ず開催をしていただきながら成果を上げていって

いただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になりますが、スクールロイヤーについてであります。

このスクールロイヤー、それを直訳するとそのものですが、学校の弁護士ということでもあります。このスクールロイヤーという制度は、学校内で問題が起きた際に弁護士会と教育委員会の連携のもと、学校に弁護士が派遣されるというふうなものであります。

例えば、そのスクールロイヤー、学校の弁護士は、いじめを行うと法的に処罰されること、刑事罰や損害賠償責任を教え、教材や授業のモデルを開発し、生徒たちに人権の大切やいじめをすると法的に処罰されることを教え、いじめを防止しようとするものであります。

このように、いじめや保護者の対応などで教員らに助言をし、問題の深刻化を防ぎ、教員の負担軽減を目的としたスクールロイヤー制度に対する市の考え方について伺いをしたいのでよろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 石田教育長。

○教育長（石田 誠君） それではお答えします。

いじめの自殺の報道をテレビ等で見ると大変心を痛めております。いじめは、いつでもどの学校でも起こり得ると認識のもと、郡上市の学校においては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいただいているところでございます。

スクールロイヤーのことですが、県内においては羽島市、可児市が既に実施しています。さらに岐阜市においては、弁護士会に依頼して各ブロックに1名ずつ弁護士を配置する予定と聞いておりますし、近隣では関市が市に1名を委託するという予定を聞いております。ただ、他の市については今のところ予定がないという状況です。

現在、郡上市においてもスクールロイヤーの配置予定はありません。しかし、いじめ自殺の問題は、やはりどこにでも起こり得るという危機感を持って、警察等との連携を一層強化する一方、困難な問題が発生した場合については、市の弁護士等に依頼をして対応していきたいと考えております。

また、市内においては、命と人権を尊重とした基盤の教育を進めており、教職員、それから生徒にとって学校が楽しい場所になることに努めております。

さらに、近年、発達障がい等の特別な配慮が必要な生徒がふえていることから、一層障がいに対する理解を深める指導やお互いの違いを認め合う生徒指導や相談活動に充実を図っていきたいと考えております。

今後も、いじめの未然防止に努めるとともに、スクールロイヤー制度について先進的に位置づけてみえる市の実践やその効果の情報収集に努め、研究をしていきたいと考えております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。

これも新聞の一部切り抜きなんですが、中学の道徳がいじめを題材に扱っております。中学では来春の道徳教科化に伴い初の検定になったということで、全てのこの教科書でいじめというのがこの題材になっているということでありますので、市としてもそれに対していろいろと御尽力いただきたいというふうにして思っております。

丁寧に皆様方御答弁いただきましてありがとうございます。時間参りましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 議長に許可を得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点において質問いたしますが、2点目のふるさと寄附実績につきまして、小項目1、2につきましては、初めの質問の時間次第によりましては1、2を一緒に伺わせていただくかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、1点目の小さな拠点づくりについて質問したいと思います。

このことにつきましては、将来におけます人口の減少の問題、そして市が今行っております公共施設の適正配置、または再配置、また地域ごとの集落マネジメント、そうした今後近い将来におけます大変この深刻な問題が迫る中、昨年12月にも6番議員のほうからその将来を憂いて質問をされたところでございまして、市長からもそのときに答弁もございます。

その市長の答弁によりますと、平成19年に建設部におきまして都市再生モデル競争というものを行之まして、その問題や課題についての抽出をしておるところ、そこらでとどまっておるという答弁でございましたし、また、このネットワークとかこの小さな拠点につきましては、市長答弁におきましては、昨年12月ですけれども、この問題は今の公共施設の総合管理、あるいはその適正配置ということを考える中で、本当はもうでき上がっていないなければならないというふうに思っていますというふうに、非常にこれも問題視されて、既にもうそれはもう備えておかねなければならないものということを執行部もしっかりと理解されておったと思います。

また、市長答弁の中では、このコンパクトシティというのは、非常にその当時からはやってきたものであるが、都市によっては失敗例もたくさんあるということで、これはこの広大な郡上市の

中では無理ではなかろうかということも言われております。

また、市長が手書きでつくっておられた地図で説明されましたが、やはりこの郡上においては7つの地域というものを一つの拠点にしたいと。しかしながら、その拠点のもう一つ下の段に小さな拠点も要るのではないかという見解を示されました。私もそう感じております。

郡上市は、一つの振興事務所から成る行政組織を介されておまして、その機能、その建物をむやみに壊したり、また新たなものに建てかえるということはもう今後はなかろうかということを思っております。

そのことを踏まえながら質問するわけでございますが、このことは地域の住民生活、そしてそれぞれの個々のどこに住んでおっても大切な生活があるわけでございます。市がむやみにこうしなさい、ああしなさい、将来住むところはここにしよう、ああしようということは、むやみに言えることではなく、私たち議員にとってもこのことは大変デリケートな問題でありまして、慎重をきわめながら、しかしながら必ず訪れる時代に向かって、このことに対処しなければならないというふうに私は感じております。

その中で執行部におかれましては、市長が執行部のほうでも早々そういう研究会的なものをつくって始めたいということを答弁されておりますので、この新年度になりまして、6カ月たちましたが、どのような進行状況であるか、簡潔に部長より説明いただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それではお答えさせていただきます。

市では、行政サービスや医療、福祉、商業といった生活に必要なサービスを維持して提供していく政策づくりを進めていくために、今年度から本格的に小さな拠点とネットワークの形成に向けた検討を開始をいたしました。

4月に、市長公室、政策推進課を事務局としまして、企画課、都市住宅課、総務課、高齢福祉課、商工課、社会教育課、そして各振興事務所の振興課長を構成員とします小さな拠点とネットワークの形成に向けた庁内検討会議というものを立ち上げまして、市域全体としての小さな拠点とネットワークの機能を考える上で必要となる基本理念づくりとか、それから身近な暮らし・地域の経済を支える小さな拠点とネットワークに求められる機能、それから配置といったものをどのように設定をしていくかということの検討を進めているところでございます。

郡上市におきまして、この小さな拠点とネットワークを進めるに当たりましては、著しく生活の利便性が低下するような周辺集落が生まれないように、地域全体を含めたネットワークの視点がより重要になってくるというふうに考えております。郡上市の地形とか土地利用、また道路、交通ネットワークの現状や将来構想、公共施設の適正配置といった市域全体としての都市構造といったも

のを明らかにしながら、生活圏の中で必要となるさまざまな機能をネットワークの仕組みをどのようににつなげていくかということについて検討が必要になってくるというふうに思っています。

庁内検討会議につきましては、当初の計画よりは少しおくれてはおりますが、こうした点を踏まえまして、継続的に会議や必要な作業を進めていくということにしております。

また、今後開催を予定しております公共施設適正配置の検討ワークショップに市域全体としての小さな拠点とネットワークに係る基盤的考え方であるとか方向性を求めました概論が提出できるように関係資料を整えていく計画としております。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 詳しく説明いただきまして、私もそういうふうに思っておりますけれども、やはりこれは、いつまでにというようなことも今度の会議は決めていただきたいと思います。これは結構喫緊な問題がございますね。ですから次から、以下また質問させていただきたいと思います。

郡上の人口推計予測によりますと、現在が4万2,000人でございまして、2060年には2万7,000人、42年後ですね、41年か、そのころは約60%の人がもちろん減る。そして家屋もそれに比例していく。もしくは核家族化によりましてその世帯数というものは余り変わらないかもしれないが、そういうふうに減っていくことは間違いない。さらに2068年、50年後にはもちろん60%を切つてあろうと、多分50に近いのではなかろうかということを私は思っております。

そうした中、今部長が答えられましたように、もちろん交通や店舗や医療、福祉、そしてその生活関連施設がどうあるべきかということと、もう一つ大切なことは、特に商工会のほうで議論されておりますけれども、事業承継によって残さなければならない店舗ということもございますね。ですからそういうものを今からしっかりとそれを守っていくような施策が商工会のほうでも打てないわけです。このことがはっきりしないとこの計画ができないということの観点から、2項目めをお聞きますが、項目として、50年後、行財政的に市民の居住地分布はどうあるのが理想かと考えるのかと、非常に抽象的な質問をさせていただいておりますが、なぜ50年かと申し上げますと、今少しこの景気が上向いております、郡上市内でも人材不足、働き手不足ということが言われております。そうした中、今がチャンスなんですね。高校、大学等を卒業された方がUターン、もしくは向こうで働いていてもこちらへUターンされる長男の方、可能性は十分にあるんです。もしその20代の方がその希望を持って郡上へ帰ってきて、さて家を建てるぞとなったとき、結婚されて、多分20代ですから50年後は多分70から75、80近くになっているかもしれませんね。この家を建てるということは人生にとって大仕事、大事業なんです。大きなお金をかけるんです。ですから、今建てられたら、もうそのことはやっぱりその地域というものは、そこにどんな洞ぼらの奥であっても守って

いかなければならない地域となるんですね。ですからこのことを考える重要施策というものを、今、手を打つ、今もう出るときにやるということが非常に大切じゃなかろうかと思います。それは、その計画があれば商工会等いろんなこともこの経済に連動した課題も課題策が、各機関ともに見えてくるんじゃないかということを思っておりまして、これはもう抽象的なことなので詳しい説明は結構ですけども、まずはお答えいただきたいと思います。項目2は市長。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

ただいま山川議員が御指摘になったように、郡上市、いろいろと人口対策いろんなことをやっておりますけれども、やはり大きな流れといいますか、見通しとしては、人口が減少をするということを前提にこれからの地域づくりを進めていかなければいけないというふうに思っております。これは何も郡上だけではなくて、日本という国自身がやはりそういう問題に直面をしておるというふうに思っておりますけども、今そういう中でシュリンキング・シティといいますか、要するに縮んでいく都市というものをどうしていくかという議論というのは盛んにされております。縮小都市というよりは縮退、撤退をどう賢くやっていくかということが非常に大きな課題であるというふうに考えておりまして、御指摘のように、先ほどお話がありましたように今4万2,000ある人口が6割になる、あるいは半分になるというような形の中で、郡上のどんな住まい方をしていくかということは非常に大きなやはり課題であり大事なビジョンだというふうに思っております。

いろんな議論があると思います。抽象的なとおっしゃいました。確かに私もなかなか口ではこうなかなか言いにくいんですけども、住まい方というのは今小さな拠点とネットワークというような言い方をしておりますけれども、やはりだんごと串というふうに考えていただきますと、その6割になる仮に人口を、郡上の広い郡上、この谷沿いにこう集落やいろんなものが歴史的に形成されて展開をしている集落、これを6割になるんだからもうぐっと小さなところに、もうだんごも二つ、三つでいいというような都市というものをビジョンすることもできるかと思いますし、あるいは非常に大きなだんごもあるけれども、少なくともさらに郡上市の中には旧町村単位ぐらいの中くらのだんごもあると。しかし、その中くらのだんごにみんな集められるのかというところではなくて、もう一つ違うレベルのだんごといいますか、そういうやはり暮らすその地域の単位というのは、あるいはいろんな持っている機能というものは、少しグレードといいますか、レベルがあると思いますけれども、それをうまく構成をして、その串に当たる道路とかあるいはその道路を使っている公共交通をどんなふうに形成していくかというようなことをやはり考えていかなければいけないというふうに思っています。

私は、理想とするところは、確かに人口は減っていくけれどもこの広大な郡上の中で、今例えば100余りの自治会がありますけども、そういうようなところが人口が減ってももう暮らせなくなる

ということではないだろうというふうに思っています。できるだけ今長年かかってこの人々が暮らしをつくってきたところを、なるべくそういう大きなだんご、中くらいのだんご、それからちっちゃいだんごというのはあるかもしれませんが、残しつつ、しかし非常にそうした一番小さな集落からも、例えば2キロも3キロも離れたところに例えばぽつんぽつんと住んでおられるというような住まい方というのは、非常に行政の経費もちろん、除雪費もかかるし水道下水道もかかるというようなこともありますし、また生活も不便になる。そして高齢になってくるとなかなか車も運転できないというような条件の中で、これを長いスパンの中でできるだけ無理なく賢く今の大・中・小のようなだんごのところへ住まいかえをしてもらうというような政策的な誘導が必要なのではないかというふうには思っております。これをやはりどんな、問題の認識は一緒だと思いますが、それをどんな形でやるかということについては、いろいろあるだろうというふうに思っております。なるべくソフトな形で無理なく誘導をするということが必要なのかと思っています。外科手術的にぽんともうここしか、ここでもう住むようにというような形で、かつて例えば昭和40年代に内ヶ谷地区の集団移転というような形をやられた。あれは、あの時点におけるやはり交通の条件であり道路の条件でありいろんなことがあったと思いますけども、そういう今の時点において、やはりその辺をどう賢くやはりなかなか相対的に条件不利で進みにくいところではできるだけやはり住みやすいところへ行くかというようなことだろうと思います。その機会をどういうふうに捉えるかと、山川議員もおっしゃったように、やはり今、年間郡上市で大体100棟ぐらいの新築住宅というのがありますけど、やはり私は、こういうものがどういう方が今、例えば新しい住居をどんなところにつくっておられた、場合によったらこの奥から出てこられる方もあるかもしれませんし、市外から入ってこられる方もあるかもしれない。そういう方がいろんな意味でこう選考をされてここというふうに住まいを、一生の大事業であるその住宅というものをつくっておられる。その辺の分析もよくしたいというふうに思っております。

そういう中で、例えば非常にそういう拠点をつくっていくという中に一定のいわば居住推奨地区のようなものがあって、そういうところを直接的には例えば行政がそれを宅地分譲するという言い方もあるかもしれないし、やり方もあるかもしれないし、あるいは一定のゾーンに例えば奥から出てこられる場合、世帯交代とかいろんな形の中で改築とかという形の中で出てこられるときに、何らかの経済的インセンティブを与えるといいますか、例えば土地の取得に対して一定の助成をしますよというような形の知恵の絞り方もあるのではないかというふうには思っております。

今、こういういわゆる縮退都市といいますか、だんだん縮んでいく、賢く撤退をしていくというような都市づくり、いわば成熟型の都市づくりということについては、全国でもいろんな取り組みをされておまして、身近なところでは例えば富山市あたりでそういう交通のインフラをどう整備するか、道路をどうするか、そして今申し上げたような点をどう誘導していくかということについ

て取り組んでおられますので、そういったところのやはり政策もよく勉強して考えていきたいというふうに思っています。

(5 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 5 番 山川直保君。

○5 番(山川直保君) まず、今、市長答弁の中でだんごと串のことを言われましたけども、本当にその例えはいいと思いますね。だんごは大・中・小ありながらも、そういうエリアを設けながらも、やはりもう一つ大事なのは、この串の太さといいますか、これ非常に大事だと思います。というのは、小さいだんご、中型のだんご、大きいだんごがあったとしても、そこに人口密度は少ないとしても、そこには重要な産業がある場合がございますね。ですから居住地が例えそうした産業の中になくても、通えるアクセスさえあって、しっかり除雪、道路維持がされておれば、その産業がしっかり支えられるということでございますから、これまた道とか道路行政も含めて考えなければならぬことだと思いますし、今市長が、この私の(3)番の質問と同じようなことも答えられましたので、私、後、これ意見として申し上げるか、コメントがあれば短くお願いしたいと思いますが、私が思いますのは、本市がこの将来、住民生活の一拠点を考えるときに、そこにもうモデル事業としてでいいんですけれども、住宅用地を超低価格、むしろ無償でもいいですわ、これ考えてください、分譲してそこに市が分譲を提供するということです。

この案は、なぜこういうことを申し上げるのかと申し上げますと、今の郡上市の公営の分譲地も限りがございます。やはり各市民からいろんな問題、いろんな悩みを聞かせてもらいますと、やはり宅地がない、あっても高いということです。やはりその帰ってきた親たちが、帰ってきた子どもたちが家を建てるといったときに、世帯ができて、やはり自分の近くに建ててほしい、自分の田んぼとか自分の土地であれば無償無料で贈与して建てていただける。もちろん安くできるんですよ。ですからそれほど見合うことは間違いないんですけれども、やはりその家庭、新しい家庭が考えるのは、やはり子育てに便利だろうか、将来、またこの医療にもまた近いであろうか、いろんなことを勘案されて、今市長も言われたように決められると思います。

そこで市長が、今言われたその推奨地区というのはちょっといかにも誘導し過ぎますので、ただただ市は、例えば例を挙げますと、私もモデル地区としてはやっぱり明宝地区とかそういうところは非常にいいんじゃないかなということを思っておるんですけれども、例えばそういうところの振興事務所近辺、そういう用地を取得してそれをすれば、明宝地区、なかなか奥のほうまで、そのだんごの串の道が2車線であったり、いいところ、一部は違いますけれども、トンネルできますけれども、そういう場所でございますから、あとは自由にその建てられたい方が帰ってこられた方が考えられるように、選択できるように、選択していただければいいんです。これが50年後に、ああ、こういうふうになったな、ここに人がふえたな、そうした50年間を持ったソフトランニングができる

ような施策を自然と進めていくことがベターじゃないかなということを思っておりまして、これは私の提案ですけれども、これに伴ってこのモデル分譲の近くに店舗とかそうした生活関連施設も集まれば、そこも生活関連施設も業を営めることになるんですね。ですから、これ、またお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 済みません、先走り過ぎた答弁をしたかもしれませんが、究極はそういうことに対する方法論になってくるんじゃないかというふうに思います。御提案のような一つの解決方法も考えていく必要があろうかというふうに思いますが、なかなか市がこれから財政も厳しくなるところで、この例えばそういう住宅地造成とかというような事業をやる。仮に10戸とか何戸になるかわかりませんが、そういう形でやった場合に、先ほども申し上げましたけども、今の郡上市の住宅戸数のテンポから見ると、なかなか奥にいるからという形でもう高齢になった方がそういうところへ単独で移るということはなかなか、我々の代はもうええわと、ここで頑張るぞというふうな形になってくると、やはりそういうものを準備はしたけれどもなかなか何年たっても埋まらないというふうなことも考えられることがあると思いますので、一つ、そういうできるだけ基幹集落地域につくられた場合には、そこでどこに住むということについては選択をされる。そして、それを非常に低廉な価格で分譲するというかわりに一定の例えばそういうものに対する財政的な支援を、その実際の需要が応じたときに対応していくというふうなことも一つの考え方ではなかろうかと。あるいは民間の方に宅地の開発というふうなものをやっていただく中で、例えば市も支援をすると。その辺のところが、今、富山市ではそのような経済的インセンティブを与えるという形で集住を、なるべく漢方薬的なその方法で達成をしていこうというふうな試みはされていますので、山川議員の御提案のようなことも含めてやはり勉強してまいりたいというふうに思います。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 意見で申し上げておきますが、やはりどんな場合もあると思います。アイターンの場合もあると思いますね。ですから、これを、財政的にどこまでも支援できるかもありますけれども、やはりこの定住、今に住んでみえる方々のところを優先していくのか、全部にそうした補助とか優遇策を与えるのかということはまた議論の中でしていけばいいと思います。のことで、直面する問題としては、やはり特に商工会でいえば、この計画を達成するには、もちろん事業継承も大事、商工業者の確保も大事ですね。そして公共施設の適正配置、このことも全部連動しているので、ぜひいろんな各部・課にまたがって、このことを頭を切りかえながら、やっこい方々にだあっととっとと出してもらわんとできないと思いますので、一つの部だけで考えるんじゃなくて広く考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ふるさと納税、ふるさと寄附の実績についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、（１）（２）をまとめて質問いたします。簡潔にお答えをいただきたいと思います。

本市でも、遊漁証の返礼品というものを１年前から始めましたけれども、その寄附額、実績を金額と何件か、それをお伺いしますことと、私は前から訴えておりますように、こうした浄財は釣り客の方が多分、もちろん釣り客の方が寄附されているんですね。その釣り客の方々が、どのようなことを思いその寄附をされておるかということを、しっかりとくみ取った政策をしていただきたい。これは、実際にその財源をお使いいただきたい。ですから私は、河川沿いのトイレ設置施策というものを強く望んでまいりました。ことしの予算に入れることはできませんでしたから、予算には設計とか位置等の検討をするというふうに言うておりますが、その施策の進行状況もあわせてお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、私のほうからふるさと寄附の実績についてお答えいたします。

ふるさと寄附全体の実績につきましては、平成28年度の寄附件数は389件で寄附金額は3,662万8,576円でございます。平成29年度につきましては、寄附件数は前年と比べて2.36倍の918件、寄附金額は1.15倍の4,211万8,508円となりまして、平成20年度のふるさと寄附の開始以来、件数、寄附金額とも最多となりました。

平成29年度から取り扱いを開始しました遊漁証の寄附実績につきましては、平成29年度、石徹白漁協が5件、郡上漁協が267件、和良川漁協が20件の計292件、寄附金額の合計は971万円となっております。

なお、平成30年度につきましては、6月7日現在で石徹白漁協2件、郡上漁協111件、和良川漁協6件の計119件、寄附金額の合計は471万円となっております。

平成29年度の返礼品におきます、年間遊漁証の取り扱い数の292件は、返礼品の中でも郡上特製ハムセットの316件に次いで多くて、返礼品全体の31.1%を占めております。これら2つを合わせると約6割強を占めておりまして、人気の高い返礼品となっております。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、私のほうからは、漁協さんのほうから提案のございました、河川沿いのトイレの設置状況の進捗状況についてお話ししたいと思います。

このトイレの要望でございますが、昨年5月29日に漁業協同組合のほうから26カ所の要望がございまして、それ全部を整備するのはちょっと難しいので、もっと漁協として絞り込んでいただき

たいというふうな御返答をしたところでございます。

そうしましたら、ことしになりまして、1月29日に漁協さんのほうから組合内で検討した結果、八幡町の勝更地内の高速道路の高架下が最優先して設置していい場所であるというふうな回答をいただいたところでございます。

その理由といたしましては、このバス釣り客が多いところで、その割にはトイレが不便であるということ。また、高速バスのバス停に近いということから、利用者など釣り客以外にも観光客などのトイレの利用が見込めるのではないかなというように話をされておりました。

こうしたことから、市では平成30年の当初予算にトイレの整備に係る、これは調査設計費でございますが、世界農業遺産推進事業の中に68万5,000円を計上したところでございます。

進捗状況ですが、ことしに入りまして、漁協が要望されている設置箇所です、勝更の高速道路の高架下でございますが、あそこをどうしたらよいかということで検討を行いました結果、昨年、実は高速バスの利用者の駐車場の選定を行う際に、同箇所について駐車場整備について中日本高速道路に問い合わせたところ、ちょっといたしまして、申請には代替地がないことを証明することが必要であるということと、そして該当地は債務返済機構の所有地であり、申請協議をするには数年を要するという結果であったということがわかりまして、現時点では早急にトイレを設置するということは困難な場所であるというふうに考えております。

こうしたことを先般、郡上漁協のほうへお伝えいたしまして、八幡町勝更の高架下以外の場所、ほかの適地がないかなど、再度、組合とも検討していただくようお願いしているところでございます。

今後もトイレの整備に係る漁協の役割ですとか関与も含めまして、漁協と協議調整を進めまして、トイレの整備の具現化に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(5 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 今の実績の報告によりますと、29年、長良川で申し上げますと267件、30年では111件、合計471件、これ、今は4万円ですけれども、4万円でなかったときもありますけれども、今後は4万円の寄附額になりますから、例えば掛け算してみると約、来年1年では1,500万円以上の収入が見込まれるということになると思うんですね。ですからやはり、市長答弁の中で、これからはふるさと寄附については、結構この具体的な科目に絞ってということもお考えになられるそうでしたから、まだそれはないみたいですけれども、しっかりとその具体性を持った寄附の返礼、寄附の目的というふうに絞り込んでやってみていただいて、この財源をぜひとも早急に農林水産部におかれましては進められたいということを思っております。来年の当初予算でなくても別に秋からつくり出してもいつからつくり出しても結構なんです。よろしくお願いいたしますということを思っ

ております。

3点目の質問に移らせていただきます。

郡上市清流長良川等保全条例に基づく河川の美化対策についてでございますけれども、世界農業遺産の認定を受けまして、この本市はもとより、県下でもさまざまな催し物が行われまして、その宣伝効果によりまして当地域の世界遺産というものは内外に広く示されてまいりました。

この認定の効果というのは、本当に郡上市民の誇りというものも根差しますし、また新たな地域社会への価値観やその醸成というものにも役立っていると思います。

なお、特にこの経済効果についても非常に大きなものがあるんじゃないか、今後ともそれは期待されるんじゃないかということを思っております。

そこで、このG I A H S 認定というものをしっかりと維持して後世につないでいくということにつきましては、もちろんこの我々、生きている現代の私たちにもそのことは使命でございますし、特に行政におかれましては大きな責務ではないかなということを思っております。

そのことを申し上げまして、去る5月26日の実施の河川一斉清掃におきましては、漁協関係者の方はもちろん、市役所からは互助会の方が出られたということをお聞きしておりますし、また建設業協会の号令のもと、各建設、各町の支部からも、また協会に属していない方もその清掃に出られておりました。この清掃におけます成果と課題について、簡潔にお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それではお答えさせていただきます。

まず、平成30年5月26日に実施いたしました河川清掃でございますが、郡上市合併以降は郡上市職員互助会主催によりまして、岐阜県職員、郡上建設業協会、郡上漁業協同組合、その他ボランティアの皆様と共同活動として、毎年友釣り解禁前に恒例行事として行っている清掃活動でございます。

今年度の参加者は、市職員490名、県職員13名、建設業協会249名、漁協76名、ボランティア46名の合計で874名の参加をいただき、収集したごみは、空き缶90キロ、可燃物が1,770キロ、不燃物810キロの合計で2,670キログラムでありました。

ごみの内容といたしましては、発砲スチロール、農業用のマルチシート、家庭ごみ、ペットボトル、空き缶、鉄筋、金属片、家電製品等の多くのごみを収集することができました。

この清掃活動による収集量は、平成22年度の実績でございますが、5,840キログラムから見ますと年々減少傾向にあり、活動による成果があらわれているものと考えております。

今後も当該活動につきましては、より多くの市民の方々の御協力をいただけるよう活動を周知するとともに、各方面からの協力をいただきながら郡上市全体の一斉清掃活動として継続実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 説明を伺いまして思いましたことは、こうした河川の環境を守ろうということ、このせっかくできました長良川等保全条例、この精神にのっとって広く市民に、または郡上市外の釣り客とかにもこうした活動というものを広めていく活動ということをやっぱり推進していただきたい。何か手だてを考えていただきたいということを思っております。

そうした中で2 項目めを、ちょっと提案なんですけれども、この多く訪れますこの釣り客に対して、せっかくですからこのG I A H S のロゴやごみの持ち帰りに協力してほしい、これを促す内容をプリントした河川専用のごみ袋を作成して配付されてはどうかということを思っております。

このごみ袋の配付先というものは、例えば釣り具店はもちろんでございますけれども、おとり販売、特に販売店ですね、あとはアユパークなどでこれ使ってくださいとお渡しする。これは、例えばごみを実際入れなくても結構なんです。郡上市がこういう物をつくっておるという、この中上流域の自治体先頭立って一番初めに郡上がこういう物をつくってお渡しする。例えば鮎釣りをしたぬれた衣服などを入れて帰ってくださっても結構なんです。これは一つの宣伝効果も高めますし、前、私が質問したときに市長がお答えになった、例えば釣り客のし尿の公害の問題ですね。そのことをやっぱりマナー向上ということも考えていくには必要じゃないかと市長言われましたよね。このごみ袋を作成して無料配付することが、この啓蒙にまずは役立つんです。そうしたきっかけをつくってあげるのが、この郡上市がこの地の地域でも一番につくったこの条例の意義なんです。このきっかけをつくるということが非常に大切でありまして、郡上漁協のホームページ見ますと、ここに書いてあります。「いつまでも川を美しく大切に使う、ごみや空き缶は必ず持ち帰りましょう」と書いてありますし、河川沿いにもそうしたことを促す、ごみしないのという促す看板もございます。こうしたことを徹底的にしていく。

そして、このG I A H S というもののロゴにつきましては、県のほうが管理されておまして、お金もうけとか土産物にはばこんと入れたりすることできないが、行政とかがこういうことに使うのであればもちろん無償でこのロゴは使えます。そのごみ袋に、一番いい適切な文言を書いて釣り客にPR ですね。そしてそれが順番にこの輪が広がって、この長良川が本当に後世に残せるすばらしい川、この郡上の一番大きな資源として残るためにも、これこそ補正予算を組んでも、早速、今議会にまた補正を追加してでもこのことを進めて、早速、川で漁協の皆様方の御協力もいただきながら配ってあげればいいかなということを思っております。もちろん市内のコンビニ店、普通の一般店からかかんとかいろいろなものも出るでしょう。そこら辺に捨てていかれてももちろん困るんだけど、まず川のごみを拾うことですね。これをぜひとも市長さんに、やりますというような前向きな御答弁を賜りたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私もこの特に世界農業遺産に認められた清流長良川の愛ということでもございますし、今おっしゃったような趣旨は賛成でございます。ただ、なかなか事務的に検討しますと、せっかく配ったごみ袋が、持ち帰っていただければいいけども、まだそこらじゅうに散乱をするというようなことになっては、これは元も子もないというふうに思っておりますので、その辺は十分やはりしっかりPRをしていかなければいけないというふうに思っております。漁協のほうなんかともよく相談をしたいと思いますが、趣旨としては賛成でございます。

ただ、いろいろと今回の通告を受けて事務的に検討をしてもらいましたが、こうしたごみ袋をつくるのには一定のロットが必要だということと、それからやはり期間が少し3カ月ぐらいかかるというようなこともございまして、ちょっとそうすると今一生懸命やってもなかなか今シーズンというふうには間に合わないかもしれませんので、ぜひしかし、例えば本年度中の補正予算の中でつくって来シーズンに備えるとかそういうような前向きの取り組みはしたいというふうに思います。

（5 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 5 番 山川直保君。

○5 番（山川直保君） 前向きな答弁ありがとうございました。私も考えたんです。それを配ることはいいけれども、例えば小型缶なもの、そして燃えるごみ、この大型の粗大ごみ入れられませんから、小型缶なものとそちらに分類されると思います。それしないといった場合どうするかということも考えましたが、例えばそのシーズンだけ河川に専用のボックス、このマークのものはいいですよ、そういうことを置いているだけでその啓蒙の普及になるんです。例えばそれをごみを釣り具店とかそこへ持ってきて置いていってもらった場合、何かの長良川ステッカーを一つあげましょうとか、そのことを分別するためには非常に困難なことがあるかもしれませんが、でもそのきっかけからつくって、そして回復することから始まって次の問題を考えればいい。完璧な施策で後のことまで考えたら、後のことやんでもえかったわいということもあるかもしれません。持ち帰りがゼロ%なわけでもございません。持ち帰りが30%から50%、50%から70、80となるようなことをしていく、すばらしいマナーのクオリティーの高い長良川をつくっていくというのは、私たちの郡上市の使命だということを思っていますから、まず始めていただきたいことを思っております。

意見を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、山川直保君の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分とします。

（午前10時52分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（兼山悌孝君） 17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水敏夫でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまからの3点ほどにわたりまして一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

けさ、半分青いという話がちょっととられましたので、あれから考えておりまして、新緑で緑を思いましたが、本当に郡上市の歌にも緑滴る山並みというのが1番の歌詞に冒頭出てまいります、この新緑議会といいますか、きょうは好天の中で爽やかなひとつ質問と答弁を期待したいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大変、日本的、国際的にといいますか、人口減少、少子高齢化等がやはりこれからの大きな課題であることは言うまでもありませんし、それから、攻めの姿勢ではあってもやはり現実には現実として受けとめていかなければならないようなことを踏まえながら3点について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、森林経営の管理法、成立を受け、郡上市の方針はとさせていただきます。

この法律は、森林王国郡上ということで考えれば、これからを示唆してくれるような、あるいははどう対策していくかということについてはかなり関心事が高い問題ではないかなというふうに捉えさせていただきます。

先ごろ5月25日に参議院のほうで可決をされておるようでございますが、森林経営管理法ということでございますが、この中身としては、主に手入れが行き届いていない私有林の管理を市町村を介して林業者や企業に集約化する新たな森林管理制度を創出する法律だというふうに掲げてございまして、5月25日に可決されたので、成立をしておりますので施行は来年の4月というふうに記事にもございました。

森林経営管理法では所有者に森林を適切に管理する責務を果たす、その上で所有者が管理できない場合、新制度では管理権を市町村が取得、採算ベースに乗りそうな森林は意欲があると判断した林業者や企業に管理権を設定し直し、採算確保が難しい森林は市町村がみずから管理するというようでございます。

こうした中でも、市町村には課題として林務の専門職員がいない場合も多くあり、来年4月の新制度開始へ実施体制をどう整えるかが課題となるということですが、この制度につきましては、省としては、国としては年内にも方針を示したいというふうなことが新聞の記事で報道をされてお

ました。

そこで、郡上市のこの山林王国といえますか、私有林の面積もたくさんございましてこの郡上市でございまして、特に手入れが行き届いていない森林の中での私有林というものはかなりあるんじゃないかなというふうなことを想定されますが、来年4月にこの制度を開始するというので、これには森林環境贈与税等の財源も、ある程度、利用できるというふうなことも思われますけれども、これに対して当市はどう取り組まれるかまずはお伺いしたいことと、合わせて、もしわかれば、この市内私有林のうちで手入れが行き届いていないというような想定される面積はいかほどか、あるいは関係のその所有者といえますか、そういう方はどのくらいおられるかわかれば、以上2点合わせてお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君の答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、17番議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

森林経営管理法でございまして、議員おっしゃったとおりのことで森林所有者に適切に管理する責務を課した上でそれができない場合は市町村を介して意欲と能力のある事業体等が管理を行い、経済的に成り立たない森林等については市町村みずからが経営管理を行うというものでございます。

同法の施行でございまして、来年4月1日というふうになっておりまして、新制度について国から県への説明会のほうですが、さっきの6月6日に開始されたばかりでございまして。市町村への説明ですが、それは7月中旬ごろになろうかというふうなことが予想されておりまして、国では説明会に出た意見や要望などを踏まえて8月中旬に事務の手引きを作成して、再度、各地域で説明会を開くということを計画しておるそうでございまして。新制度では市町村が森林所有者の意向を確認して経営管理権集積計画というものを作成することとしておりますが、現時点では具体的にどのようにして区域を設定するとか、あと意向はどのようにして確認するとか、事務処理の方法は具体的に示されておりません。

郡上市としては、こうすると災害が発生する可能性が高い森林で、かつ、崩壊等が発生した場合、民家に直接被害を及ぼすと思われるような森林から優先的にこの計画を作成していきたいと考えております。

なお、これらの経費につきましては、議員がおっしゃられたように31年度から始まる森林環境贈与税を充てることとなります。

もう1つの郡上市の中の手入れ不足の私有林の面積はどれぐらいあるかという御質問のほうでございまして、郡上市において手入れの行き届いていない私有林の面積というような調査は行われておりませんので、正確な数値は把握しておりません。現在、森林経営計画が策定されている山林と森林組合の長期自由委託契約が締結されている森林を、これを仮に手入れが行き届いている森林面

積としますと、この面積が2万2,633ヘクタールございます。全ての私有林の人工林面積4万5,175ヘクタールございますから、この面積も2万2,633ヘクタールを差し引いた面積が手入れがなされていない私有林面積と推計されます。その数字でございますが、2万2,542ヘクタールということで、私有林の人工林の全体の面積の約2分の1に当たるという数字になりますので、よろしくお願いします。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。森林組合等で契約をしておられる数字が管理されていると思われるものは2分の1弱くらいということでございます。残っておる2分の1の2万2,542ヘクタールですか、これのこの森林経営管理法成立後において順次所有者の考え方ももちろんありますので、また把握をいただきながらぜひとも効率的にやっていただきながらこの郡上の森林を世界遺産にもなった長良鮎を保ってくれる森林でございますので、未来へつないでいけるためにもやはりこの手入れというのは大事ではないかなというふうに思いますので、極力、またよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それでは3点目になりますけれども、今のように法律はそういう形でできて手入れも少しずつされていくだろうというふうに思いますが、今、森林所有者の間でいろいろ話題になっているのが自分ところ、将来後継者がいなくなったり、また既に家が廃屋となって後継者もいないと、相続受ける人もいなくなっていくという現実の状況も生まれつつあります。そういった森林の持っている、あるいは兄弟衆では、「これからこの山どうしたらええんやろうかな」と、「どういうふうにしたらええんやろうな、先もわからんし」というようなことを心配される方が周りにもおられます。そういったことを聞いた場合に、あるとき、「そやけど、市で何とか受けてもらえんやろうか、一遍、市長さんに頼んでくれよ」というような話を承りました。切実にそういうことで、私たちは持つってこれから手入れもできないし、先もわからなくどんどんなっていくしますので、ぜひとも公有林としてお預けをしてでも無償で寄附をさせていただいてもいいんで、そういったことの仕組みができれば、そういうことも1つの将来の考え方として私たちも前向きにそのことを考えていきたいというふうなお話もございましたので、この場を借りまして、今の法律も受けながら、市がこれから手入れのできない山々を市ないしはその森林業者の方によって守っていけるということであれば、その道も少しは開けるんじゃないかなという、と私の勝手な思いでございますけれども、市としてのこのことについて何とかなる考え方を、今後、仕組みとしても構築できないかどうか、これは市長さんにお伺いできればと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。今、清水議員が御指摘になったようなことは、

確かに切実な問題としてあるのだというふうに思っております。どのような条件で市に無償で寄附をすると、それでもうとにかく引き取ってくれというようなケースもあろうかと思いますが、これにつきましては、市のほうも確かにそういう所有者の現在のお気持ちを受けて何とかしたいなという思いはありますが、一方で、市もそれを受け取って、今後、適切に管理をしていくという場合にやはりどんな山でも「はい、わかりました」と、「どうぞ」と言って引き受けるということもやはり今度は市にとって非常に大きな負担になるということもありますので、やはりケースケースではないかというふうに思っております。

先ほど来、お話のあるこの森林経営管理法というものができて、そういう管理が不十分な山については市がまずそういう管理経営権といいますかね、そういうようなものを受けて、そして、その中で経済林的な、経済的な、経済性のあるものについてはさらに森林経営意欲のある方に再委託をすると、こういう仕組みができたわけでありますので、できればそういうその所有権をもさっぱり市のほうへ寄附をしていただくという形で受けるかないしは今の仕組みの中で受けていくかというようなことについてはやはりケースによって考えていかなければいけないと思っています。そうやっておっしゃってくださるところが今のこの森林管理権集積計画というようなものをつくる一団の洞であったり、そういうような形であれば、非常に、それで、なおかつ、ある一定の部分はもう市に所有権もさっぱりと寄附をしますわということであれば、それは、そのところを市が所有しているものとしてまたそういう計画もつくれますので、いい面もあろうかと思っています。ただ非常に分散した細かいものを、あちこちにあるものをとにかく市へ持っていけば引き取ってくれるそうやぞというふうな形でもらってもちょっとなかなか実際の問題としては難しい問題もあろうかなと思っています。ましてや、この今お持ちであるものについて境界がはっきりしないというような林分については市が受け取ってもまた境界のやはり確認をしなきゃならんというような問題もあるというようなことでありますので、趣旨はわかりますが、やはりよく考えて対応してまいりたいというふうに思いますし、その案について、2つ、いわば困ったことがありまして、1つは従来の固定資産税が入らなくなるということは1つございますし、余り森林の固定資産税というのはそんなに高くはないんですが、そういう問題があるということと、今新たにつくられました国版の森林環境税を今度は地方へ贈与するという、配分をするときのその贈与税の配分基準の5割はその市町村ごとの私有林の人工林の面積で案分するという形になっておりますので、余りそれが大規模に、私有林が公有林に変わってしまいますと、郡上市のもらえる森林環境贈与税は目減りをどんどんしていくという、そういう問題もございます。

そんなこともありますので、御提案のといえますか、市民の皆さんのそういう切実な気持ちはしっかり受けとめたいと思いますけれども、慎重に検討してまいりたいと思います。

また、今回、成立したこの森林経営管理法というのは、その法律の第一番目にうたってあるのは、

森林所有者という者はただ持っていればいいということではなくて、やはり持っている森林をしっかりそういう森林の管理をしていく責務があるんですよということを一番最初にうたっているわけですから、やはりそこを基本にして先祖から受け継いだ森林をどうするかとか、そういうようなことについてはやはりまたそれなりに今お持ちの方々も考えていただいて、しっかり皆さんの意思決定がいろいろできるうちに早く、逆にいえば、みんなみんベースで林業経営に意欲のある方にお譲りをするとか、そういうようないろんな方法も考えていただくということも必要ではないかというふうに思っています。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございました。確かに、私有林というのは大きな集団で持っていればいいんですけれども、本当に十何カ所とかに少しずつあるというのが現実ですので、市としての受け皿もなかなか厳しい面もあろうかと思いますが、何らかの何か指針をまた構築していただいて、またそれはそれで最大限どうしてもという場合の対策も少しはそのことも必要ではないかなと思いますので、今後とも引き続いて御検討をよろしくをお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

2番目には、郡上市を応援するファンクラブ会員証の充実をと上げさせていただきましたが、郡上市にファンクラブ会員証があるかないかということとはちょっと別問題としてよその例を思いながらこのことを思い立ったわけですが、今まさに空き家対策とか定住とか移住が全国規模で競争時代に突入したというふうな中で、同じ限られた人口をどうやって我が市へ、どうやってふるさとへ結びつけようかと、交流人口であつたりとか、移住であつたりとか、観光とかいろんなことを言われる中で関係人口というものがここ最近浮上してきておりまして、そういう意味で各自治体が本当にいろんな意味で手を打っておる盛りだと思いますし、郡上市もそのことにずっとふるさと会を初めと県人会も通したり、本当にいろんな意味でイベントを打ちながら、またふるさと納税を通じながらいろんなことをやっていただいておりますので、その辺の状況をちょっとお聞きする中で今一応まとめてお話させていただきますが、なぜこれを思ったかということ、飛騨市も人口が本当に減少して2万、今、数千人ですかね、いう中で本当にこれからどうしたら飛騨市もいいのかということを考えられて、ここでは飛騨市ファンクラブというそういう会員証を楽天と提携をして、全国で初というふうに言われておりますが、そのカードを使って、これは大きな見本でございますけれども、こういうカードを発行して二千三百何人とかと聞いておりますけれども、急激にふやしているということで、ある程度、そういう企業と提携をしたそのやり方も1つの仕組みで楽天としても、今、第2、第3弾、第4弾、第5弾ぐらいまでを全国でそういった同志をつくっていききたいというふうな思いもあるようですが、これにくみするかしないかは別にしまして、やはり単独の会員証

というよりも何かそういうものとタイアップできたらまた違った効果があるんじゃないかなということの思いながらこのファンクラブ会員証の充実という形で表現をさせていただきましたので、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひますし、前段は担当部長のほうで、後段の産業とか今後の取り組みについては市長のほうから答弁いただければというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

私のほうからふるさと郡上会とか、東京郡上人会の状況について説明をさせていただきたいと思ひます。

最初に、ふるさと郡上会について御説明をさせていただきます。

ふるさと郡上会は、平成21年度から郡上ファンづくりを目的に郡上市交流・移住推進審議会、この4月からは一般社団法人郡上・ふるさと定住機構となっておりますが、ここに事業委託をして実施をしています。入会金は3,000円で、あと特典としまして会員証でもありますオリジナルの名刺と、それから手拭いを進呈していますし、あと年2回郡上市のイベント情報等を届けています。また、広報郡上の送付についても希望される方には、別途、1,500円で対応をしています。平成30年3月末までの会員数は214人で、うち広報を購読する会員は99人というふうになっています。

次に、東京郡上人会についてでございますが、東京郡上人会は首都圏に住む郡上市出身者、それから郡上にかかわりの深い方、また熱心な郡上ファンの方を対象に会員相互の親睦と郡上市の発展に寄与することを目的としまして、平成26年度に発足をしております。例年、郡上おどりに青山の開催日に合わせまして都内で郡上にまつわる講演会とか、それから交流会が開催をされています。現在、会員が146名となっております、ただ会員証などの発行はいたしておりません。会員の方には交流会当日により郡上に関心を持っていただけるように、また郡上の応援団として協力してもらえるように、郡上からのいろんな情報提供、案内、PR等を行っております。この会員の方からはふるさと寄附も少なからずいただいております郡上の大切な支援者となっております。

あと郡上ファンづくりの取り組みの状況でございますが、郡上ファンにつきましてはふるさと納税によりまして郡上を応援していただける方が年々増加をしておりますし、それから、郡上藩江戸蔵屋敷とか郡上カンパニーの取り組みを通じて深く郡上にかかわりたいという方もふえております。今回の補正予算議決をいただきました関係人口創出のモデル事業の活用を含めまして、郡上ファンの囲い込みについてより戦略的な取り組みを進めているという状況でございます。郡上市にルーツのある人、また郡上に一定の関心を寄せていただける人、既に深くかかわっているとなどの郡上にかかわる入り口は数多くありますので、郡上ファンのデータベース化と合わせまして効率的、効果的なその情報提供、それから、郡上ファンクラブの仕組みづくりについても、今後、進めていきた

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 後段の御質問であります。私も、今回、この飛騨市の楽天と提携をした楽天E d yというこういう、いわば何と言いましょかね、飛騨市の会員証であり、楽天のこれで買い物できるというなかなかさすが飛騨市長だなと思って舌を巻いたところでございますが、この意味を考えてみますと、この仕組みはこの楽天E d yというカードでちょうど私どもが地下鉄なんかに乗るときのS u i c aと同じように現金をチャージして、そして、それで買い物をされるということのようです。この今配っていただいたものを見ても、多分、1回当たりというのか、これ楽天のこのカードは入金上限5万円というふうになっておりますけれども、私は飛騨市のファンだよと、応援団だよという意識を持ちながら、またこういうもので買い物していただくということで、これについては、これで買い物をされた場合にその買い物額の0.1%が楽天から飛騨市へいわば企業版のふるさと寄附というような形で入るというふうにお聞きをしておりますし、また、それを買い物された方はまた楽天の他の、買われた方にも一定の何かポイント制度ということでメリットがあるということのようでございますが、飛騨市のほうへどうですかというふうにお問い合わせをしたところ、これはそういう形で飛騨市のほうへ入ってくるお金という意味ではなかなか厳しいといえますか、これ計算してみますと、仮に2,000人の会員がいらっしゃってこれで10万円の買い物を1年間しいていただいたというふうに計算すると、楽天から飛騨市へ入ってくるお金は20万円というようなことでございますが、このシステムをまた一方で会員証、いろんな特典を広めていくために飛騨市のほうも、別途、費用をかけておられるようで、そういう計算からするとそんなに非常に何といたしますか、いわゆるふるさと納税というような形でお金が入ってくるというような意味で大きなメリットがあるということではないようですが、ただやはりおっしゃったように全国に飛騨市のファンだという形で皆さんがいらっしゃるということは、そのほか有形、無形のいろんな意味でやはりメリットがあるんだろうと思っております。初めてそういうふうに提携されたというところに非常に価値があると思いますが、先ほど置田部長のほうから申し上げましたように、郡上市は郡上市なりのいろんな意味でファンクラブづくりを、今後、検討していきたいというふうに思います。

（17番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 部長さん、それから市長さん、ありがとうございます。市長、既に御承知、細かくは知って見えると思いますが、0.1%の企業版ふるさと納税もさることながらやはり提携をしていると楽天から、ことしの何か4月から、楽天から1名市へ職員が来て、専門的にそこでI Tを使ったPR作戦とか商店の振興とか、あるいはドローンを使った物資輸送とか10項目ぐらい

学校との連携も含めて、観光客も含めてということで総合的なやはり提携をしていくという、楽天との提携というのは1つのみそかなというふうな思いがしますので、やはり何らかの関わりを、郡上市にも電通からですか、職員の方も来ていただいているようなことがございますので、そういう1つのプロジェクトチームと相まったものが何か一緒に企画されていくと、郡上市のオリジナリティのあるふるさと会員の応援してやろうというふうなことに結んでいければということを思いますので、2番煎じでは僕も残念やと思いますので、郡上市の一番煎じをひとつ構築をしていただいて移住も含めて空き家対策も含めてやはり今後のテーマとしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。2番の質問ありがとうございました。

それでは3番目、これも人口減少、あるいは少子化、高齢化というようなことから質問のことをさせていただきたいと思いますが、市内企業等の人手不足の現状と今後の対策はというテーマにさせていただきました。

先ほど山川議員の将来の郡上市の縮小していくという、整理していくといいますか、いろんな時代を迎えてくるということは一生懸命片っぽで入りのほうは努力をしていかなきゃいかんと思いますけれども、さりとて減っていく部分はやはりこれ、いたし方ない部分で受けとめていかないかなという部分はございますので、そうした中で、現在の郡上市の企業ニーズ性いろいろ含めて介護施設等病院等含めて雇用のニーズに対して充足率といいますか、雇用がちゃんと伴っていると、その会社についてという、そういう意味で郡上市の人手不足対策としてはどうであるかということの現状と、また、今、シルバー世代といいますか、まだ元気な人たちはどんどん元気で健康で働いてほしいといったこともありますので、そういう郡上市の人材センターが、例えば、企業の人手不足を補っていけるような部分はあるのかなと、また、そのことのニーズはどうなるのかなと、ああいう介護の施設の運転手であるとかいろんな制度あると思いますが、もっと頑張って働いてもらえるようなニーズはあるのかなということを考えてちょっと質問させていただきました。

といいますのは、非常に日本の人口というのは、今現在、120万人の人手不足を生じておって、近い将来、300万人にまで、多分、膨れ上がっていくということから、今、外国人の特にベトナムを中心にして雇用を模索しているというふうな中で、これもこないだのテレビをちょっと見ておりましたら岡山県の美作市ですか、あそこの市長さんが商工会の職員に命じてちょっとベトナムへ行って、採用を何とか、雇用を確保、将来しておきたいということですが、今はどちらかというと、ベトナムはかつて日本を目指しておりましたが、今は台湾を目指しておるというニュースをやっておりました。それは何でかということ、日本の場合の海外からの一定の労働力の確保というのは技能実習生という形をとっておって、5年で切れるということと、台湾の場合は12年まで働けるといことでベトナムからは勢い、今、台湾に経費もかからんし、また日本の場合ですと、語学をちょっと勉強して来んと日本で働こうとなかなか採用口がないというふうなこともあったりして、非常

にその辺のところはあるわけですがけれども、市内でもそういう外国人を使っている企業等もあるとか聞いたりしておりますけれども、本当にこれからの企業を存族させて未来にわたって最終的にはどれだけにするかということはありませんけれども、今現在の雇用状況の確保状況と合わせて、また将来的に労働力減少が実際となった場合のその受け皿づくりといったことも含めて市のほうでどのように考えておられるか、最初のところは部長に、２段目の外国人の受け入れ等については市長さんのほうからということで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、まず前段についてお答えいたします。

まず、充足率ということがございましたけれども、これにつきまして、ハローワーク郡上八幡に現状を確認しました。そのところ、全体の充足率しか載っておりませんが、岐阜八幡管内の平成30年4月の全体充足率は27.1というそういう数字でございます。これは昨年の29年の4月が37.7ということでしたので、1年間で10.6%ダウンしているということで、この数字からも企業が従業員を募集してもなかなか雇用しにくい状況がこの1年間でさらに進んでいるというそういう条件が見てとれるということでございます。

また、有効求人倍率についても少し確認をしましたけれども、同じくハローワーク岐阜八幡が公表している数字は、平成27年度が1.1倍でございました。そして、28年度が1.05倍、29年度は1.12倍ということで、この数字からも人手不足ということを裏づけるということでございます。

続きまして、御質問ありましたシルバー人材センターからの企業への派遣ということについても問い合わせをいたしました。そうしましたところ、シルバー人材センターとしましては、労働者派遣法に基づいて岐阜労働局長に届け出をした上で派遣をしているというそういうこともそういう状況ですが、まず人数的にいいますと、29年度末の市内企業への派遣の状況がまず業種的には5つであります。

業種は製造業、そして、小売、サービス、福祉、卸、この5つの業種で企業的には11の企業でございました。人数は26名をシルバー人材から派遣をしておると、そういうことでございます。

派遣の形態としましては、シルバー人材の就労限度がありまして、これ週20時間という上限がございますけれども、このうちでこの条件で1年間を通じて派遣するケースと企業が忙しいときに限って2、3カ月に限定して派遣する、そういった両方のケースがあるということでございました。そして、全国的な話ですが、平成25年に高齢者の雇用安定法が施行されてから、企業において退職年齢の延長、あるいは継続の雇用がふえております。ですので、自然的にシルバー人材センターも人手不足気味ということでありまして、センターから企業に派遣できる比較的若い年齢層のシルバー人材の登録者が伸び悩みと、そういう傾向があるということです。ですので、今後、企業からシルバー人材センターへの派遣要望は増加されるというふうに予測しておりますけれども、

センターとしてはできるだけそれに応えたいとしながらも今言ったようなことで登録者伸び悩みということではなかなか対応できないケースが出るかもしれないとそういう危惧も持っているというお話もございましたので、御報告でございます。

そして、市としての関与の方法でありますけれども、企業は退職年齢の延長、あるいは再雇用などで高齢者の活動を今後もますます進めていくと予想されますので、市の立場としましても高齢者の方が一層活躍できるよう、そして、企業に対して高齢者に優しい職場環境づくり、こういったものを協力を呼びかけるということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 後段の外国人労働者の受け入れ等について、私どもも同じような問題意識を持っておりまして、最近、副市長にいろいろ市内の関係企業等を回ってもらって情報収集等もしてもらっておりますので、この問題について副市長のほうから答弁をしてもらいたいと思います。よろしく。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、余り時間がございませんので、最近では中国からよりもベトナムからの人数がふえておりまして、昨年度末の調査、132社に調査をかけて御回答いただいたのが56社でした。その中で、12社がいわゆる技能実習生を受け入れております。国別に見ていきますと、中国18名、ベトナム34名、ブラジルが4名、フィリピンが46名、そしてネパールが1名、合計の103名となっておりますが、ベトナムからの技能実習生を中心にして今どのようにして行われているかということについてお答えをしたいというふうに思います。

まず、2通りあります。団体管理型、これは商工会等がその傘下の企業に紹介をして派遣をするというやり方です。それから、もう1つは、企業単独型、企業の現地法人であったり、合併事業等の会社が、そういったところから受け入れて技能実習生を派遣すると、こういった方法がありますが、ここでは企業が単独で行われている今の状況についてお答えをしたいと思います。今のところ、私ども把握しているのは1社ですけれども、そこでは、まず受け入れ企業の募集、これは業務内容とか、それから採用の状況、そして福利厚生、日本での文化とか習慣、こういったものをきちんと希望する技能実習生に伝えることが大事なんです、その企業ではベトナムで日本語学校を設置されております。そして、6カ月間日本語や日本文化、あるいは日本の風習等についてきちんとした研修をされて、その上で現地法人から日本に研修生派遣という形で引き取っていただきます。

それから、もう1つ大事なことは渡航、日本への渡航ですとか、日本での住居、さらには交通手段など日本で働くということが出来るまでのさまざまな支援、さらには帰国するときの支援も必要なのわけですけれども、その企業では日本語学校、それから現地法人と連携をされて渡航費、それか

ら住居、こういったものの手配、あるいは日本で生活する上でのルールとかマナー、そういったものの指導も行われておりますし、帰国に当たっての手續支援もされております。

3点目に重要なことは、日本で安全でしかも安心して働いていただくというようなそういう労働条件、あるいは安全のための施設ということが重要なわけですが、現在、外国のそういった技能実習生を受け入れている企業では、日本語の教育を国へ来てからもきちんとやっておっていただきますし、それから、さまざまな標識、表示、こういったものもできるだけわかりやすいような工夫もされております。

最後に、日本の文化とか、あるいは風習、そういったものをよく知っていただいて、地元に溶け込んでいただくということが大事だというふうに思っておりますが、このことについては国際交流、あるいは友好、こういった活動をしていらっしゃる団体が市民の皆さんとの交流活動等を企画されて、そこに技能実習生を参加していただくような働きかけをしておっていただきますので、今申し上げたような4点のような内容を今後は雇用対策のためとして、特に、こういった協議会等の中でできるだけ体系化したり、あるいは組織化したりするということが必要だというふうに思います。そういう意味で関連の企業、あるいは商工会、そして郡上市、こういったものが参加をして今後の方策について具体的に検討を進めていきたいというふうに思っております。こうしたことを続けるということが大事だというふうに考えておりますけれども、やはり大事なのは日本の中学生、高校生、あるいは大学卒業した、あるいは専門学校を卒業した、そういう人たちが郡上の市内の企業に勤めてくれるということが一番私どもとしては大事だというふうに思っておりますので、今年度なるべく早い時期に郡上市の雇用としてどういう優遇策があるかということについてわかりやすい情報を提示する、それが次の進路先を選ぶときの大事な種類なりになるべく早目に整えていきたいというふうに思っておりますし、また今年度かかってこれからの雇用対策についてどうしたら効果的な施策になるかということについても十分検討を加えていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても日本で働いてよかった、郡上で働いてよかったと思っていただけるような実習生の受け入れ方と、そしてここまでのさまざまな仕組みについてはさらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それぞれ丁寧な御説明いただきましてありがとうございました。最後の雇用につきましては、基本的にはやはり郡上の人たちがここで若い人たちに働いてもらいたいというのが願望でございますが、合わせていろんなケースも贈り物なんかまた新たな雇用制度を考えていきたいというような方向でもあるようでございますが、郡上市としても未来のある郡上を続けるためにその辺のところも含めてぜひとも今後ともたゆみない御尽力をお願いしたいと思います。

3問の質問お答えいただきましてありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時を予定します。

（午前11時45分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 原 喜与美 君

○議長（兼山悌孝君） 3番 原喜与美君の質問を許可します。

3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、将来といいますか未来の郡上市の森づくりということでお尋ねをいたしたいと思っています。

午前中の17番議員の質問と重複する点がありますこと、お許しをいただきたいと思います。また御答弁につきましては重複する点がございますので、簡潔にお答えいただければありがたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

市内の9割が山林を占める本市におきまして、この膨大な山林という資源を有効に生かすことが市の重要な使命の一つと考えております。山林の活用方法については、いろいろ議論されておりますが、市内の山林の全体の約半分が自然の天然林でございます。

そこで、この天然林は今後伐採して植林する必要はないと私は考えております。と申しますのは、清流長良川の源流域である本市にとりまして水源涵養地として、また地球温暖化防止策には不可欠な森林吸収源の対策としても、現在のこのすばらしい天然林を将来に向かって維持し、また未来へと継承していくのが得策ではないかと考えるからであります。

残りの半分の人工林の関係でございますが、17番議員もおっしゃっておりました、これらの人工林の手入れが何より最優先課題と私も考えておるところでございます。この件につきましては、市を上げていろいろと検討をされているところでありますが、この人工林の皆伐——全部切る意味の皆伐と書く皆伐ですが、皆伐による木材搬出には私は余り賛成ができません。と申しますのは、皆伐をすれば新たな植えつけが必要となってまいります。これからの植林または育林等につきましては、今まで以上に経費と手間がかかるのではないかと想像するわけでございます。また、皆伐後

の天然更新につきましても、余りよい結果が出ていないようでございます。

郡上市には森林づくり推進会議というのがございまして、私もこの会議に出席をさせていただいておりましたが、市内の山林のゾーニングを岐阜県に先駆けられまして計画され、いわゆる100年先の市の山林のあり方が色分け検討されております。私もこの計画には大賛成をいたしておるものであります。

そこで私は、もう一步この計画に踏み込んで、現在の人工林を木材の利活用できる人工林とするため、まずは間伐を進め、通常間伐というのは二、三割切るのが間伐の割合でございますが、もっと強度な間伐を行い、その間伐材を出荷販売に向けるということでございます。

市内には大型の木材加工場が進出稼働されております。こういうことから好都合でございますので、間伐材だけでは従来より出荷しても経費がかさむだけで収益にはならないということを言われておりましたが、現在の人工林は御存じのように50年から70年生ということで、林齢で申しますと10齢から14齢となっております、もっとも需要が高い末口22センチから30センチぐらいのいわゆる理想の材が確保できる伐期——切る時期でございますが、伐期が到来をしております。

市内の人工林の強度な間伐を行うことにより、相当量の木材搬出が可能と思われれます。従来の間伐というのは、悪いものだけを切るのが間伐でございました。よいものも切り出すことによって、商品価値を上げ収益を見込むことができるということでございます。

強度な間伐をすることにより、残った人工林は毎日そのまま放置しても生育を重ね、100年、200年先には見事な今度は大径木の山林になることだと信じております。将来の大径木の需要がどのようなことになるか予想はつきませんが、大径木の需要がゼロではないと私は信じておるわけであります。本市の山林が当市長らにおいて、全国に類を見ない大径木の森が育ち広がる景色を夢を見ております私であります。

聞くとところによりますと、奈良県の吉野山林地域では、100年サイクルでの林業体系を実践されておるということでございます。特にこの内容を申し上げるのは、先ほどの17番議員の中にもございましたが、山に関心の薄い山林所有者や不在地主同然の状態の山林が増加しておるところにございます。これらの人工林の手入れをするのが必要となつてまいっておるわけであります。

そこで、先ほどもお話出ましたが、先ごろ森林経営管理法を成立させました。この方法を活用するとともに2024年度創設予定の全国版の森林環境譲与税、また、この譲与税を来年より前倒しして、地方へ予算配分する地方譲与税の実施を行います。県が既に実施している現行の森林環境税とあわせて活用し、こうした山林に対して作業道や林道の設置、整備を実施し、木材の切り出しを行います。いわゆる切り捨て間伐ではなく、間伐材を利活用することによって、山林所有者に少しでも手取りが残るよう配慮し、積極的に間伐推進をする、そうすれば関心の薄い山林所有者も何とか理解をしてくださるのではないかと思います。というわけでございます。

本来から言いますと、山林の体系の理想としては、70年から80年生の循環型が人工林として最もふさわしいわけではございますが、市内の山全部そのような山林に実施させるというのは、かなり難しいことかと思えます。

そこでお尋ねをいたしたいと思います。市内の山林のゾーニングに基づき木材利用の人工林において、強度な間伐の実施により木材の搬出、販売を進め、所有者へ少しでも還元できるよう努力することによって、山林所有者の理解を得て手入れを実施し、もし所有者がそのまま放置されたとしても、その残った木は大径木に育ち、いつの日か郡上の大径木として重宝がられるときが来ると信じておるわけでございます。

私のこの取り組みについて、担当部長のお考えをお聞かせいただければ、ありがたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 3番議員の質問にお答えいたします。

初めに、郡上市の森林整備の方向性について少し述べさせていただきたいと思います。

市では、平成29年度に郡上市森林整備計画を見直しまして、100年後の森づくりを念頭に置いた森林の基準、将来目標区分の設定方法を定めたところでございます。今後33年度末をめどに郡上の森林の将来、あるべき姿、例えば清流長良川の源流にふさわしい森ですとか、良質な木材を生産して地方創生に貢献する森林などを見据えた森林ゾーニングを進めることとしております。

そうした中で、今議員御指摘の強めの間伐で収入を得る施業方法ということですが、これについてでございますが、議員御提案の強めの間伐の実施については、森林の公益的機能を維持しながら、木材生産を維持できる理想的な取り組みであると考えております。

一方で、採算性の面では若干不安な点もございまして、間伐による素材生産の現状は、木材価格が低迷しているため、国、県、そして市の助成制度、これは補助率が80から90ぐらいあるわけですが、そうした補助金と間伐を販売して何とか収支が成り立っているような状況でございます。

間伐事業の対象となる施業ですが、最大35%以内の森林の適正な密度管理ですとか、不良木の淘汰など、生育途中の森林が対象とされておりまして、これを超える強めの間伐は補助対象の対象外になるということが考えられます。また、強めの間伐を繰り返すと、必然的に大径木の山を育てていくことになっていきますが、現在では大径木の需要は非常に少なく、その需要をつくり出す施策も新たに考えなければならないと思います。

強めの間伐の支援策としまして、間伐以外の事業を考えますと、国、県補助の長期育成循環施業というものがございます。この場合は間伐ではなく更新伐という捉え方でございまして、更新のための作業であるため、伐採後の植栽ですとか発芽を促すための事後対策が必要となります。

このように現行の支援制度をそのまま適用することは難しい面も多いですが、強めの間伐は素材生産量を拡大するとともに森林所有者に負担をかけない、森林の持つ公益的機能を発揮できる施業でありますから、市といたしましても機会を捉えて、こうした取り組みに対する支援制度を国や県に要望、提案してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。いずれにいたしましても、先ほどの17番議員と本当に重複して申しわけないんですが、今御答弁いただきましたように、人工林のいわゆる山林所有者の手入れ不足というのが一番の問題になっております。そうしたことから、この人工林の手入れにつきましても、手入れ後の人工林も、今関心のない所有者は手入れ後も関心がないというふうに想定しなければなりませんので、今お話しございましたようにそういった山林につきましては、荒れ放題にならないようにということでよろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、1つ目の質問はこれで終わらせていただきまして、2つ目の質問に入らせていただきます。GAP——G、A、Pと書きますが、GAP認証、これは農業生産工程管理ということでございまして、その取り組みについて御質問をさせていただきます。

食の安全面から加工食品について、農産物の栽培生産工程を厳格に基準化し、安心・安全な農産物の生産、環境保全、労働安全などを促すためのGAP、いわゆる農業生産工程管理を認証、確認する仕組みが法制化をされまして、消費者の方々が安心して農産物を購入できるよう定め、指導を行っておられます。

JAでは、以前より生産者に対して、米を主体に朝市への出荷物を中心に農産物の安全面から作物の栽培履歴を記帳させて、栽培方法の徹底した安全管理を行っておられました。この制度をもう少し厳しく、いわゆる国際レベルで設定したのは、このGAP認証の制度だと私は認識をいたしております。

今回のGAP認証につきましては、もともと世界規模の国際基準で始まり国内型の基準のもの、また岐阜県独自の制度など、いろいろな機関において進められております。制度のハードルも国際基準はかなり高いことから、日本にあった国内版のいわゆるJGAP——JAPANのJですが、JGAPや同様に県単位にあった岐阜県版の制度も提示をされておられます。あらゆる方面から農業者に対し、普及、促進が急速に進められておりますのは、このGAP認証でございます。

しかしながら、高齢の農業者は特にでございますが、また一般の生産農家におかれましても、取り組み意欲がまだまだ薄いということから、JAが中心となって生産組織単位への規模やJA単位の規模などの範囲を狭めまして、独特の取り組みやすい制度を模索し、県や全国レベルの認証取得に向けた対応のできるよう、学習をかねて、いわゆるオリジナル版の基準で地方版の内容の普及に

力を入れておられます。

そこでお尋ねをさせていただくんですが、この認証取得に向けた取り組みにつきまして、市としての農業者、また生産団体への働きかけ、今後の支援対策等についてどのようにお考えであるかお尋ねをいたします。よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） G A P 認証の取り組みにつきましてお答えいたします。

G A P の基本的な考え方でございますが、肥料や農薬の使い方、それに土や水などの環境保全の観点や働く人の農作業事故など、農業の生産に関する多くの工程を定められた管理基準、点検項目ですが、これに沿って実施、それを記録・点検及び評価することで信頼できる農産物の生産と持続可能な農業を実現しようとするものでございます。

G A P を取り組むことによりまして、一つとしましては、適切な農場管理が実現し、食品の安全性の向上ですとか環境の保全、労働の安全性向上につながるということがございます。

2 点目といたしまして、農場の仕事が効率化し、経営改善、品質向上、競争力強化、技術の継承につながるということがございます。さらに専門の審査機関による認証を受けることによりまして、消費者やバイヤーからの信頼を得ることができると、このような効果が期待できるものでございます。

G A P の種類でございますが、議員申されたように、国際水準の G A P、日本 G A P 協会が認証します J G A P ですとかアジア G A P、そして農林水産省が定めるガイドラインに準拠して、岐阜県が平成29年11月に制定いたしました岐阜県 G A P などがございます。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会で使用される食品の調達基準を満たすには、この G A P 認証または岐阜県の G A P の確認が必要であり、現在、国、県においても、さまざまな支援策を講じているところでございます。

主な支援策でございますが、まず県といたしまして、国際水準 G A P 認証取得支援事業、これは県が窓口となりまして、国の交付金を活用するものでございます。国際水準の G A P の認証取得のために必要な認証の審査経費ですとか、コンサルタント活用、設備改修等の導入、検査の取り組みに対しまして、国の交付金要綱に基づき支援するものでございます。

もう一つは、G A P チャレンジ推進支援事業、これは本年度新たに県が単独でつくった事業でございます。東京オリンピック・パラリンピックの競技大会の農産物調達基準を満たす G A P や J G A P の認証、または岐阜県の G A P 確認制度の農産物生産体制を構築するために必要な経費の一部を支援するものでございます。

ハード事業といたしましては、G A P の管理基準に適合した農場施設をするために必要となる施設改修ですとか、備品購入に要する経費の一部助成ということで、補助率は2分の1以内で上限

250万円ということで、本年度ですが、ひるがの高原だいこん生産出荷組合が農薬保管庫を整備するということで、この事業を活用されているところでございます。

そのほかにですが、GAP、実践調査分析支援といたしまして、これはソフト事業といたしまして、残留農薬の検査ですとか水質検査に要する経費の一部助成を行うというものがございます。これも補助率は2分の1でございます。このほかに岐阜県JAグループによりますGAP取得の経費助成等がございます。

そこで、市内の取り組みのほうなんです、現在市内ではひるがのだいこん、ホウレンソウ、トマトの生産組合及び2つの事業体でございますが、そういったものが合計5団体ですが、GAPの認証の取得ですとか、あとは岐阜県のGAPの確認に取り組んでおります。

これに対しまして岐阜県と郡上市とJAめぐみのが連携いたしまして、郡上地域GAP推進チームというものを組織しまして、この取り組みを支援しているところでございます。また、畜産においても、市内の2農家が現在GAP取得チャレンジシステムに取り組んでおられ、県と郡上市の畜産担当職員が指導に当たっております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会での食料調達基準が公表されてからGAPへの関心は非常に高まりまして、生産者、消費者において急速にその関心が高まっております。食品製造や小売業者からも食の安全性の要求が非常に高まってきており、GAP認証取得を求める動きも拡大、加速化しております。

郡上市といたしましても市内農業者のGAP認証取得をさらに推進するために、今後も県やJAと連携いたしまして、制度の周知ですとか相談、そして指導に当たるとともに、市といたしましても認証取得に要する経費助成も今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) 詳細にわたって御答弁、まことにありがとうございました。今御答弁の中にありましたように、1年ほど前まではこのGAP、余りやかましいことを言われておりませんでした。ここ最近になりまして、GAP認証はかなりやかましくと言いますかなりまして、大手スーパーなどにおきましては、GAP認証を受けた農産物とそうでない農産物では価格に差がついてくるというような、そういう状況になりつつあります。

今言いましたように、過去1年ほど前のときにはそんな心配はなかったんですが、最近ではそうしたこのGAP認証を受けておるものでないと農産物は安心でないというような、そういう状況下になりつつありますので、どうぞ今答弁にありましたように一層市内の農産物につきましては、安心・安全で消費者の皆さん方が口にすることができるよう、よろしく今後ともお願いを申し上げます。

して、2つ目の質問は終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。市内の登山者に愛されております山に対する登山届の関係でございます。

皆さんも御存じのように全国の火山や有名な山には、登山者に対する登山届の提出を行って入山をするよう義務づけがなされております。市内におきましては、白山がその対象となりまして、登山口である石徹白大杉の駐車場にその提出箱が設置してあります。それ以外の市内における山々については、登山届の義務づけがなされておられません。この登山届は県やまた地方自治体が義務づけをしていない山につきましては、市町村の自治体にはその義務はないと思いますが、火山以外の低い山であっても冬季の登山や——冬季、冬ですが、また夏場であっても急な天候の変化など危険は幾らでも潜んでおります。

事故は登山者の自己責任だと言われればそのとおりであります。登山者に万一があれば、地域の自治体が捜索や救助の手助けをしなければなりません。該当者が市民ならばなおさらのこと、市外の方であれば一層の救援体制を組むのが当然だと考えるわけでございます。

そうした折に、該当者がその山に間違いなく登っておられるのかどうか、それを確認するにはやはり登山届が必要となります。現在は携帯電話やスマホなど普及しておりますので、どこへ行っても連絡をとることは容易かもしれませんが、山によっては低くても電波の届かない場所もあります。また、往々にして遭難する場合は、電波の届かないような場所が多いものでございます。

この市内には私の知るところでございますが、登山者の皆さん方に愛されております山々は、市内で一番高い最高峰の銚子ヶ峰、またその次に高い大日ヶ岳、野伏ヶ岳、鷲ヶ岳、白尾山、毘沙門岳。南では瓢ヶ岳、高賀山、明宝烏帽子、また母袋烏帽子岳など、まだまだたくさん市内には有名な山もあろうかと思いますが、この中で最も多く登られておりますのが大日ヶ岳、そして銚子ヶ峰、そして野伏ヶ岳と想定をされます。特にこの野伏ヶ岳は石徹白にございますが、3、4月の残雪期に雪を利用して登山をされるので、危険が伴います。

また、届け箱を設置すれば、回収、保管など管理対応を伴いますので、なかなか大変かと思いますが、私は頻繁に回収する必要はないかと思えます。万一そうしたことが起きた場合に、間違いなくその山に入山してみえるのかというので確認する、そのときに見ればいいのではないかというふうなことも思っておるわけでございます。市内の山々に愛着を持って登山に来られるお客様に対するサービスの一環としても設置を望むものであります。

そこでお尋ねをいたします。これらの山に対する登山届の提出箱の設置を検討されたいと思いますが、担当部署のお考えをお聞きしたいと思います。特に今申し上げました大日ヶ岳とか銚子ヶ峰、野伏ヶ岳等については、御検討いただければありがたいと思うわけでございます。

ちなみに大日ヶ岳につきましては、登山口でありますダイナランドスキー場、あそこも登山口な

んですが、あそこのホテルは自主的に登山届を提出受け付けをされております。ほかのところはちょっと確認をしておりますので、申しわけないですが、自主的にそうして登山届を受理してみえる、受け付けをしてみえるところもございますので、御一考いただければありがたいと思いますが、御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 県内の状況を少し説明させていただきながらお答えさせていただきたいというふうに思います。

岐阜県では、北アルプスにおける山岳遭難事故の多発、また御嶽山の噴火災害を教訓背景に、岐阜県北アルプス地区及び火山地区における山岳遭難の防止に関する条例というものを定めております。特定の区域の山岳に登山する場合に、平成28年の12月1日から登山届のほうの提出を義務づけているところでございます。

その範囲でございますが、北アルプス地区、範囲は指定はございますけども、あと御嶽山の火口域から4キロメートル以内の地域、焼岳の火口域から2キロメートル以内の地域、白山の火口域から4キロメートル以内の地域となっておりまして、該当地域への登山する方には県に対し登山届を提出しなければいけないことになっております。

その目的といたしましては、登山届を書くことによりまして、しっかりした行動計画を立てていただくことができるというようなこと。また、議員御指摘のとおり山岳遭難の防止であったり、登山者の安否確認、捜索活動の迅速化などが上げられております。

提出方法についてですけども、登山ポストへの投函であったり、またインターネットによる提出となっております。届け出をせずに、また虚偽の届け出をして登山したのに対しましては5万円以下の過料が科せられるということになっております。

郡上市では、この条例に基づいて、県が設置しております先ほどお話がありました石徹白大杉の駐車場のあずまやに登山ポストが設置してございますので、そちらの回収業務を県からの委託によって行っているというところです。よって、市が独自で設置している登山届ポストというのは現時点ではありません。

県内におけるこの条例の対象外の山の登山届ポストの設置状況でございますが、現時点で把握できているところでは、能郷白山——本巣市と揖斐川町と福井県大野市にまたがる山でございますが、能郷白山、また恵那山、それから飛騨市、高山市にまたがります天蓋山、それから白川村にあります三方崩山、こういったところがありますが、いずれも任意の届け出制ということでやっております。地元の山岳遭難防止対策協議会であったり、警察署により管理をされているということを伺っております。

先ほどありましたように郡上市内でもダイナランドスキー場のホテルヴィラモンサンが、ホテル

の利用者であったり、またホテルの駐車場を利用される方等に対しまして登山届の提出を促されているという状況でございます。

登山届の効果につきましては、先ほど議員御指摘のとおり搜索であったり、救助に対する有力な情報になるものというふうに考えますが、登山者が多い山岳はおのずと遭難者が発生する確率も高くなるというようなこと。それから活火山でございますが、噴火があったときに登山者全員の安否確認が必要になるといったようなことから、これらの山岳については登山届の意義というものは大変大きいというふうに考えております。

また、県条例の対象外であっても、登山ポストの設置されている能郷白山であったり恵那山、天蓋山などですけれども、登山者も多いということ。それから、遭難の防止や遭難発生時の対策として、各山岳遭難防止対策協議会によりまして登山道の点検であったり、パトロールであったり、救助訓練などが行われているという、本市の山岳を取り巻く環境とは少し違っているのではないかなというふうに思っています。

登山届の回収につきましては、早めの状況把握ということ考えた場合には効果の面でございますけれども、やっぱり一定の頻度で行うということが望ましいではないかというふうに考えます。

山岳防止対策協議会のような、それに対応する組織であったり、運営コストも必要であるということから、費用対効果の面も踏まえまして、市による登山届ポストの設置については、今後の研究課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

登山のほうですけれども、自己の責任において行われるべきということを議員もおっしゃっておられました。そういった観点から登山届ポストの設置されていない山であっても、家族であるとか親戚であるとか職場であるとか、そういったところに確実に計画を伝えた上で登山していただくということがマナーでないかなというふうに思っております。

そういった啓発について、岐阜県山岳遭難防止対策協議会の構成機関等々へも働きかけさせていただき、また本市のホームページなどにも掲載して、そのことについて周知をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。低い山または身近な山ということで、遭難というのは余りないかとは思いますが、万一があったときにはということで登山届の設置のお願いを申し上げたところでございますが、今後検討をしていただければありがたいということで、また県でも余りそういった例がないということですので、郡上市が先駆けてというのはどうかと思いますが、検討のほどはひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間を大分余しましたが、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます

いました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、2番ありますが、これ関連することでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

平成26年だったと思いますが、水道料金が統一をされました。その前後からこの簡易水道統合事業というのがスタートしまして、先般終了したわけでありまして、60億円近い予算が投入されまして、本当に安全で安心な水を供給いただくことができるようになりました。私どももその恩恵にあずかることができいております。それに伴いまして、簡易水道特別会計が廃止をされ、水道事業会計へと移行されたということでございます。

その中で、1番ですが、簡易水道の統合事業が終了いたしまして、旧水道の管理ですね、どうなるのか。

そして2つ目ですが、旧水道を活用した小水力発電で管理につなげられないかということについて質問させていただきます。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目の質問でございますが、簡易水道統合事業につきましては、老朽化、経営的に脆弱な施設を小規模な簡易水道、飲料水供給施設が市全体に散在し、施設も非常に多くあったため、平成24年度から国の補助を受けて昨年度までの6年間で安心・安全な水の安定した供給と効率的な維持管理を目的に、施設更新と施設統合を実施してきました。

本統合事業により、市内に59あった水道施設を40に集約しています。八幡地域を23から15施設に、大和地域を6施設から3施設に、白鳥地域を9施設から6施設に、高鷲地域を9から4施設に削減しました。これにより旧水源施設や浄水場、配水池を休止、廃止としています。

議員御指摘のこれらの給水場施設の管理につきましては、引き続き市が管理を行っています。ひるがの浄水場のように一部解体撤去し、大日ヶ岳の登山口の駐車場として観光施設に用途変更したものもありますが、その他の施設につきましては、即解体、撤去するのではなく、災害時の非常時、緊急時の代替施設として、いつでも臨時の水源や配水池として使用できる状態で据え置くこととしています。もちろん休止している施設であるため、電源や機械設備などは停止した状態にしており、

日ごろの維持管理費用はかかりません。

休止、廃止といたしましても、せっかくの施設でございますので、今後も大きな費用をかけない範囲内で有効活用していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問でございますが、近年、全国的に水道施設における小水力発電は普及しており、企業も水道施設を利用した発電事業を展開し、発電システムの技術革新や小型化が進んでおります。

これを受けまして、市では、平成25年度から26年度にかけて小水力発電調査研究会を設立しまして、市内での小水力発電事業の可能性を調査しております。調査対象は、郡上市の地形的な特徴を生かした農業用水路や砂防堰堤をメインとしていますが、その中に1つだけ使用しなくなった水道施設を活用した小水力発電についても調査が行われております。

具体的には、和良地域の黒落谷林道に埋設された旧の配水管でございますが、口径が100ミリでございます。これを使って高低差66メートルを活用した発電を行い、下土京集会所へ電力を供給すると想定したもので、旧水道施設の中では有力候補とされて選定された事業の可能性が検証されております。

結論から申しますと、報告書による発電出力は2キロワットで、結果はA、B、Cの3段階評価で申しますとB判定と厳しい結果となっており、さらに現状の有効落差はもっと小さいので、発電出力は1キロワット以下となり、評価としてはさらに厳しいC評価になろうかと思います。

廃止した旧水道施設は、小規模な施設ばかりで発電に必要な十分な水量が得られないばかりでなく、老朽化により長期間の使用が不可能で、投資コストの回収にリスクを伴うこと。また、日常のごみの除去などの作業が大きな負担となるなど費用対効果が低いと言われており、現時点ではその他の休止、廃止施設についても同様と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。小水力発電には利用が難しいということであったと思います。ただ、いろいろな災害があるので、そうしたものは管理をしていくということだというふうにお聞きしました。

さらに、3番目の質問なんですが、かつて水道で使っておったような水があったと思うんですが、これはひるがのの分水嶺のことなんですけれども、こういった地域の水の管理というのは、実は地域の方々がやっております。かなり高齢化をしてきて困難になってきているというようなことをお聞きするわけでもありますけれども。こういった重要な観光施設につきましては、こういった水路につきましては、地域の住民だけではなくて、市の補助があってもいいのではないかというふうに思うんですけれども、その点について副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 市内の観光に役立てることができる可能性のある水路の管理と活用ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

今、お話がありましたひるがの高原の分水嶺公園、ほかにも八幡町で言えばやなか水のこみちですとか、あるいはいがわこみち、宗祇水、そして北町用水といったものがありますが、ひるがの高原の分水嶺公園につきましては、管理は高鷲観光協会に委託をされているようでありますし、その中で草取りとか、そういった草刈り等についても作業をしておっていただくようです。

そして吠谷から分水路までの水路管理につきましては、これは自治会等を中心としてボランティア活動でやっておっていただくように思います。また、八幡町のいがわこみち、それからやなか水のこみち、そして北町用水等につきましては、それぞれ組合等をつくっておっていただいて、管理と活用をしておっていただきます。

これらの水路が、ある意味観光的な価値を持つというのは、歴史的に見てつくられた経緯というのももちろんありますし、地元の皆さんが生活用水ですとか、産業用水ですとかあるいは防火用水という形で守ってこられた、そういういわば取り組み自体も含めて一つの景観をなしておりますので、一種の文化とも言えるというふうに思っておりますから、こうしたものについては今後も大切にしていきたいというふうに思っておりますが、今お答えしたように、やはりそれぞれ地元の皆さんが組合等を結成をして活用、それから保護を位置づけていただきますので、そういった活動は今後ぜひ大事にさせていただきたいと。

しかしながら、水路の補修ですとか、もっと費用は当然かかると、こういったことにつきましては、市のほうでまた協議をするという機会をもって、また次の世代に用水路等が継承されていく努力はしていきたいというふうに思っております。

（7 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 7 番 森喜人君。

○7 番（森 喜人君） ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。

それでは、2 番のほうに入っていきたいと思いますが、鎮守の森コミュニティ構想ということについてであります。

これは先般も3月議会のときに質問するつもりだったんですが、できなかったものですから今回回させていただきましたが、その後ちらっと市長にこのことをお伺いしたら、これは民間でやったんじゃないですかという話をちらっとされたことがあったんですけども。そういったことはよくわかりますけれども、民間の方がやりやすいように行政としては導いていただければというふうに思いますので、この質問をさせていただきたいと思います。

昨年、白山開山1300年ということで、私自身鮎走白山神社の氏子総代長をさせていただきました。

前年から開催しておりました拝殿踊りも、東京や千葉からたくさんの参加がありました。9月18日の例大祭は、台風一過快晴のもと大変なにぎわいとなり、老若男女深い感銘に浸ったところでございます。

1300年事業を通じて神社仏閣というのが宗教的背景による住民の求心力を持つほか、住民が集い、交流することにより、共同体の一員としての結びつきを確認する心のよりどころであり、また地域の中心地であるということを改めて実感をさせていただいたところでございます。

現在、全国に神社は8万1,000社、お寺は8万6,000カ寺、それからコンビニが約5万5,000店と言われています。公立中学校が1万校でありますから、いかにこの神社仏閣が多いかということがわかります。明治時代の町村数が7万1,000でありますので、1つの町村に神社仏閣1つ以上ずつあったということが言えるわけであります。

この鎮守の森コミュニティ構想といいますかね——は、この説明をさせていただきますが、このコミュニティ構想というのは、このコミュニティ研究会というのが広井良典、京都大学教授によって進められているということでございまして、ある方々からこの構想をお聞きしました。鎮守の森と地域コミュニティ、そして現在社会の新たななかかわりを考えるシンクタンクであると。現在の日本においては地域コミュニティが希薄化し、また人間と自然とのつながりが薄れ、多くの課題が生じています。

一方、古来から存在している鎮守の森は、ローカルなコミュニティと自然信仰が一体となった場所であり、その意義を再発見、再評価していくことが、現在社会のさまざまな問題の解決や伝統に根ざした創造につながると考えられると。それは懐かしい未来としての鎮守の森の可能性を探る試みと呼べるかもしれないということでもあります。

具体的には、どういうことかと言うと3つあります。

1つは、自然エネルギーコミュニティ構想、自然エネルギーのコミュニティ構想であります。

2つ目は、鎮守の森セラピーと言って、これは森林療法であるとか、また森林浴であるとかそうしたことになりますが、さらに森林ホスピスと言って、最終ホスピスですね。ホスピスというのは、これはやっぱり最後亡くなるときのこの医療になるわけですが、そうしたこの場に神社仏閣を活用するというところであります。

そして3つ目は、祭りと地域再生、活性化といったテーマについての調査研究や実践を行っている。この3つを行うということが基本的に、この鎮守の森研究所、コミュニティ研究所の内容であるということでもあります。

広くは、ローカルなレベルでの人、物、金が循環するコミュニティ経済の分析、2つ目の緑の福祉国家構想、そして根本的な価値原理としての地域倫理の探求といった普遍的なテーマも視野に入れた活動であるということでございます。

そこで、まず5つ質問させていただきますが、3つまとめて質問をしたいと思います。

1つ目は、これは石徹白は全国の小水力発電の最先端であるということで、さまざまな本にも、いろんな平野さんとかいろいろな方々の活動が紹介をされています。そうした意味で、まさに最先端なんですけど、こういった動きを郡上市全体に展開できないかということでもあります。

これは太陽光発電も含めた内容でありますけども、先ほど環境水道部長のほうから説明がありました、この調査、郡上市小水力発電可能地調査ということで、25年、26年に調べて27年に発表されたということではありますが、これを見ますと、確かに小水力のこの水道施設は難しいんですけども、農業用水であつたりとか、その他の施設もありますけども、さらには砂防堰堤、こうしたものを使えばできるんだという水量的な問題ですね、これの調査をしたものが出ています。Aランクがかなりたくさんあります。こういったものを活用したいいわゆる小水力発電というものが、さらに石徹白のものを参考としてできないかどうかということが一つ質問であります。

そして2つ目は、医療機関、それから福祉関係者の認識がもちろん必要だと思いますけれども、そうした神社仏閣を使ったこの医療、福祉、そういうものの活用であります。そのために、この環境整備もしくは景観整備というものができないかということでもあります。

神社を見てみますと、今本当に木が大きくなって、枝が本当に繁っておりまして、この枝をはたくとか、そういった環境整備、そうしたものにわずかでも援助できないかということでもあります。

それから3つ目は、やはり文化財保護としての市からの積極的支援ができないかどうか、これは役者さんの衣装であるとか、また道具であるとか、こういったものも含めますけれども、これは文化財のほうに指定されている神社等は多少なりともいただけることができるそうなんですけど、それ以外の神社も積極的にできるような体制にできないかということでもあります。

祭りが盛んな地域ほどUターン、Iターン者が多いというふうに指摘があります。つまり人々の交流が盛んであり、おのずと郷土愛も深いと思われれます。地域再生や人口減少対策として地域づくりを進める上で祭りの活性化は極めて重要であると思いますが、1から3番目の質問に対して、市長に御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

鎮守の森構想というような一つの設定のもとに御質問いただいたわけではありますが。まず石徹白という地域、御指摘のように大変歴史的にも由緒深い地域でありますし、そういう中で今新しい力といいますかね、外から来られた方や、そして従来から住んでおられる方々が協力をして、ずっと住み続けられるような地域づくりということで御指摘があつたような小水力発電、その他いろんな私は取り組みをしておられるというふうに思っております。

そういう意味で、この石徹白の取り組みというものは、やはり地域をこれからみんなの力で守つ

ていこうと、発展させていこうという取り組みとして単に小水力に限らず、この今行われている活動というものは全国的にも注目をされておりますし、まず膝元の我々郡上のほうでもいろんな地域の人にやはり、この姿を見てもらう必要があるというふうには思っております。

いろんな本にも紹介され、またいわば非常に全国区の地域おこしとして有名になってきているというふうに思っております。が、そういう中で、今の御質問第1点のこの鎮守の森コミュニティというものも一つの自然エネルギーというものと関連したことが提起されているということで、そういうようなことを郡上市でさらに発展させ広げていくことはできないかと、こういう御質問でございます。

水力発電は、もうこの席でたびたび申し上げておりますように、やはりいろんな自然的条件ですね、水量であるとか落差であるとか、いろんな小水力発電を実際にやるための条件がどうであるかということをしちっと、やはり時間も経費もかけて調べなければいけないという問題がございます。

そうして、それを実際に現実に事業化していくためには、じゃ、どんな発電施設がいいのかというような設計あるいはそのためにはどれだけお金がかかるのかというようなこと。そして、さらに問題なのは、その資金をどうやって調達をするのかと。そうした事業主体は一体誰がなっていくのか、そしてそういうものをつくったときに、どれだけで投下資本が回収できるのかとか、そういったことをやはりきちっと調査をしなければ、非常に趣旨はいいことですが、簡単にあそこもここもというわけにはいかないということだと思います。

そういうことで、この今郡上市では、主として農業用水を活用した、そして主として県がまず事業をやっていたいて、市も一緒になって財政的負担もしながら、最終的にできた小水力発電所については市が管理をさせていただいていると、そういうような形でやっているものが一つあるわけです。それがこの石徹白のほうで2つあるわけですが、そのうちの石徹白清流発電所といったようなものや先般稼動し始めました阿多岐の発電所であるとか、そうしてさらに今後の展開として白鳥町の干田野地区あるいは明宝の気良地区というような形でやっているということでもあります。

そうして、今話題に出していただいた石徹白は、県の農業用水を使った小水力発電の同じ農業用水を使って第2の発電を始められたという企画されたということではありますが、忘れてならないのは、この石徹白の第2の民間でやられた発電は、やはりこれも2.4億円ほどかかっておりますが、4分の3は県と市で公共的なお金を出して行っただと。それでもなおかつ石徹白において、これを思い立った有志の方々が6,000万円のお金をみずから調達をして、一つの発電事業を始められたということでもあります。

そういうことでありますので、なかなか難しいという問題でございます。今市では先ほどおっしゃったいろんな再生エネルギーの活用がさらにできないかということで、ずっと調査をしておりますけれども、その高鷲の大鷲の砂防堰堤ですね、あるいは明宝の気良でももう一つというようなこと

で、今自然の年間を通じての流量の観測であるとか、そうしたものをもとにした基本的な設計とかということをやっておりますけれども。問題はこれから、じゃこれに対してどれぐらいの金がかかるかと、そうしてそれを果たして事業主体として、自分たちで一定のリスクをとりながら事業化していこうという主体があらわれるかどうかといったようなことがあるわけでありまして、そういうことを地元とも相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

太陽光発電の話もされましたけれども、いずれにしろこの自然エネルギー、その趣旨は非常にいいことでありますし、これからも郡上市として、そういう自然エネルギーの開発は進めていかなければいけませんけれども、結構地道な調査をしながら、そしてまた一定の事業化をするためには、それなりのリスクをとりながら、それを担っていくという事業主体があらわれないといけないというふうに思っておりますので、従来から検討は進めておりますけれども、そういった点を一つ一つクリアをしながら進めていかなければならないという問題がありますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけども、御指摘のように鎮守の森という形で、郡上市においてもあちこち本当に立派な長年月を経た杉林があるような、社叢と言いますけども、鎮守の森の社の森があるところがたくさんございます。そういったところは従来からそれぞれの地域、地域のいわば氏子さんという集団を通じて維持をされてきているんだと思いますけれども、御指摘のように大変雰囲気的にも森に囲まれたところでありまして、従来からそういうところで森林浴とかいう形で、非常に体にいいんじゃないかということは、前々から言われていることでありますので、大いに活用をすればいいというふうに思っております。

私、県の健康長寿財団にいたときに、南飛騨の健康保養地というのがございまして、県民の健康づくりのためにということで、いろんなメニューを持った健康づくりコースが提供されていたことを思い出しますけども、そういう中でもやはり一定の歩くウォーキングのコースの中に森林浴をするというようなコースが設けられておりました。森林の中を通ると樹木が発散するストンチッドという物質が非常に体にもいいというようなことが言われておりまして、そういう意味でこの鎮守の森も立派な森があり、そういう緑の中、樹木に囲まれて一定時間を過ごすということは非常に体にもいいと思います。

ただ、医学的にはいろんな問題もあるようです。これがどれだけ健康にいいとか、いろんな意味で十分検証し切れていない面もあるという意見もありますけども、いずれにしろ私は健康づくりにはこうした森が一つの豊かな雰囲気もありますし、そういう意味で十分活用をしていくということは必要だと思いますが、まずその活用は、やはりこうした地域、地域の皆さんがそうしたところでいろいろとレクリエーションをすとか、いろんな意味で子どもさんの遊び場にすとか、いろんな意味で活用をしていただければいいんじゃないかというふうに思っております。

まずは、やはりその関係者、地元の関係者が、やはりこうした先祖から受け継いだ鎮守の森というものをしっかり守っていただければというふうに思っております。御指摘のように何か非常にお金がかかるというようなことがあるかもしれませんが、そういったことにどういう形で公共が支援できるかといったあたりのところは、なかなかデリケートな問題もありますので、十分研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の問題も、これも同じようなことでありますが、おっしゃるように祭りというものが地域の元気を支えますし、また元気がある地域でなければ、祭りはなかなかできないということでもあろうかと思えます。

そういう中で伝統的な、もともとは神社のやはり神事として伝えられてきたものは神楽であるとか掛踊りであるとか、そういったこと。あるいはまた、先ほどもお話ございましたが、神社の拝殿を使つての拝殿踊りであるとか、いろんな意味で歴史的に積み重ねられたいろんな活動が、この鎮守の森あるいは神社という中で行われて、その地域のコミュニティが守られてきたという歴史があるわけでありますけれども。

これもやはり行政がどのような形でタッチをするかということは、御承知のように政教分離とかいろんな意味でやはり私たち行政の側がどういう形でコミットしていくかということについては難しい問題がございます。今の段階では、これまでそういう文化財であるとか伝統芸能というようなものの保存あるいはコミュニティの保存というような形で、一定のやはり支援ということは現に行つてきておりますけれども。

そういう、いわゆる行政とこうした神社との関係あるいは社寺仏閣というようなものとの関係の中で、やはり許された形の中で、今後対応していくということではないかというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。

それでは、4つ目の質問なんですけど、今の話ですと難しい感じもするんですけども、ホームページを見ますと、いわゆる鎮守の森コミュニティの研究所のホームページを見ますと、石徹白の方々がもう既にインタビューとかに答えてみえます。ですから、かなり深く交流をしておられるんだろなということは思うんですけども。

そういったことも踏まえて、さらにあゆパークのオープンであるとか、道の駅白山文化の里長滝のリニューアルオープンであるとか、こういったことも含めまして、長滝、石徹白、それから大日ヶ岳、白山、一体的に考えて、この京都大学の研究所と何らかの提携をしてやることはできないのかなということをちょっと思うんですけど、そのことについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） いろいろ鎮守の森構想の研究会というところが、大変広がりのある課題の設定をして研究をしておられるということですので、私たちも勉強はしてみたいと思いますが。

そしてまた、おっしゃったようにホームページ等見ますと、既に石徹白等へおいでになっているいろと研究もしておられるということですので、まず第一に石徹白の接触をされておられる方にどんな様子かというようなこともお聞きはしたいと思いますが。

いずれにしろ、ざっと見たところ、ややしかし、ばくっとしてわかりにくいところが非常にございますので、今後どんなことをお考えになっているのか、さらに私たちも勉強してまいりたいというふうに思います。

（7番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） よろしくお願ひします。

それでは、最後なんです、3月議会の質問のときに、市長の答弁でこういうのがありました。

明治150年という節目、まさにそのときに白山信仰、白山文化に大きく変わった神仏分離令というのが出たという節目の年でもあり、歴史を振り返る一歩にできれば。

というふうに言われました。このことについて今どのようにお考えになっておられるのかということをお聞きします。

私は、この明治維新から150年に失ったものを取り戻さなければいけないという重要な内容じゃないかと思っていますが、伝統的信仰ですね、自然信仰であるとか神仏習合の文化というのが日本の特徴であります。こうしたものは観光立市、観光立国の日本の原点ではないかと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 前回そのようなお話をしたわけでありまして、私申し上げたのは1300年、昨年はいろいろと白山開山1300年ということで、一つの歴史を振り返ったということであり、ことは1301年ということですので、一体何をやるのかねということなんです、その際にたまたまことは明治150年という、いわば日本が近代化に踏み出した年から150年という年ですから、一遍我々の歩みを振りかえてみてはどうかということで申し上げたつもりであります。

おっしゃるように明治維新というのは、確かに西洋列強に日本が御していかなければいけないという中で大きな改革がなされたわけであり、そしてその中には確かにいろいろ持っていたものを、西洋の文明文化というようなものを取り入れる中で、いわば忘れるというか切り捨てざるを得なかったというものもあるかと思っています。

しかし、片一方では、そういうことをすることに明治維新という大きな改革をすることによって、

初めて近代化をすることができたという面もあるかと思います。よく言われますが、福沢諭吉が「門閥制度は親のかたきでござる」と言って喝破したわけですが、まさにそうした士農工商とか侍の子は侍、百姓の子は百姓というような一生を送らなければならないという世の中から、能力さえあればということで国民が一人一人個人的にもあるいは国家としても坂の上の雲を目指して進んだという歴史もあるわけです。

そういう中で、確かにおっしゃった長い間日本は神仏習合という形で来ていたものを、ああいう形になったということですが、あれはまた若干明治の近代国家天皇制というものを一つのやはり国家の体制としてやっていく中における宗教上のやはり整理であったというふうに思いますから。

けども国民は、今でも私たちのうちにも神棚もあれば、仏壇もあると。おまけに暮れになればクリスマスもやるというような、宗教的には極めて言わば融通無碍な国民性を持っているわけでありまして、あのことによって、完全に日本人が持っていた、そうした点が国民の一人一人のレベルで完全に崩れてしまったわけではないというふうに思っています。私たちは今でも新年にはお宮参りにも行きますし、そういうことでありまして、ただ、そうおっしゃる気持ちはよくわかりますので、やはり150年という一つの歩みを今ここでしっかり振り返りながら、これからのことを考えていったらいいんじゃないかというふうに思っております。

そういう意味で、ことしはいわば1301年、白山開山1301年何をするんかねというようなことでありますから、教育委員会のほうでも白山ゼミナールのような形で、さらにそうしたことを学ぶ機会を設けたいと思っておりますし、それから先ごろ施設的には完成をいたしました歴史資料館の本格稼働に際して、いろいろと郡上のやはり150年間というものを振りかえるようなパネル展なり、あるいはこれも講演会とかシンポジウムとかそんなようなものをやりながら、しっかりいろんな面を、歴史というものを振り返って、これからの地域づくりのために役立つようなことをしてまいりたいというふうに思っています。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。私も今度ツェルマットに行かせていただきます。

長い歴史の中でスイスなんてのいうのはローマのカエサル時代からもう既に、その前からもちろんあったようなことでありまして、すごい歴史が確かにあるわけですね。

その中で、日本がじゃ何を誇ることができるのかと言われると、少々私もちょっと自信がないわけでありまして、そうした本当の日本の文化もしくは歴史というものをちゃんとしっかりと踏まえた上でツェルマットにも行きたいということを思っておりますし、そういった神仏習合というものの、いろんな形で確かになくなっているわけではなくてなんですけれども、そうしたものをもう一度しっかりと見直して、日本の歴史を振り返る、そういうことになればいいなというふうに思っており

ます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、森喜人君の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時25分とします。

（午後 2時09分）

○議長（兼山悌孝君） 休憩を解き、会議を再開します。

（午後 2時24分）

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可します。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、健康といったことであります。知らず知らずに誰もが健康になれる社会。こんな社会は、まだ存在はしていませんけれども、しかし、個々の健康づくりという課題では、成功事例もある程度報告をされております。

まず1つ、先ほどの議員のあれにもありましたが、歩くことは高血圧や糖尿病、動脈硬化性疾患、骨粗しょう症などさまざまな疾患の予防と関連し、最近では認知症の予防にも関することがわかってきているようです。これにつきましては、まだ完全ではないんですけども、そういったこともわかってきています。

またもう1点、体を動かせる公園、施設、また、健康的な食材を売る店の近くに住む者ほど肥満者の割合が優位に低下するという報告もあるようです。こういったことを考えますと、環境といったものが非常に健康に影響していると考えられますが、それに対して国外の成功事例を紹介させていただきます。

一つは、皆さん御存じのアルゼンチンであります。アルゼンチンの政府は、公共空間での受動喫煙を防止する法律をつくるよう各州政府に勧告しました。アルゼンチンは連邦制国家であり、州や市レベルの知見が相当強く、そのため受動喫煙防止の取り組みも自治体によりさまざまでありましたが、サンタフェは最も厳しく厳格な体制を取り、職場やレストラン、バーでの喫煙を完全に禁止する法律を施行しました。

一方、ブエノスアイレスが設定した法律は、非常に緩やかなもので、職場やレストラン、バーで換気扇のある喫煙所の設置を求める程度でありました。

サンタフェもブエノスアイレスも、法制化以前の喫煙率は同じレベルで、急性管症候群、心筋梗塞、狭心症などの入院率に差もなかったわけでありすけども、一方、受動喫煙防止法施行後、両自治体の入院率は非常に大きく異なっていました。

厳格な受動喫煙防止を行ったサンタフェは、法施行から5カ月後に冠動脈症候群の入院率は3割減少し、それが今も続いております。一方、緩い対策にとどまったブエノスアイレスでは、冠動脈症候群の入院率の変化は見られませんでした。つまりサンタフェに暮らすだけで、知らず知らずのうちに急性管症候群が3割も予防されたということになっております。

また、欧米では人々の食塩摂取率の約7割が加工済み食品、パンとかソーセージ、チーズなどで由来しておりますが、その食品産業に、イギリスでは官民上げてさまざまな食品に含まれる塩分量を、何年もかけて徐々に減らすということを行っているようであります。

相当な時間をかけて塩分を減らした結果、味の変化に気がつく人は少ないようでありますが、その結果、英国国民の1日当たりの食塩摂取量は、2003年の9.5から2011年の8.1へと減少し、そして血圧の平均値は1,293.74.2から1,263.72.8と下がり、循環系疾患も約40%減少。そして、これによって年間に約9,000人の救命と19億円ポンド以上の経済効果ということが見積もられているようです。

このように世界では、いろんな知らず知らずのうちに誰もが健康になれるという事例も、まだあるようであります。

今回、郡上市も健康ということで、このポスター「レッツ健活、ゲットええもん」、この事業に取り組まれております。ただし、この取り組みに関しまして、私は非常にいろんな疑問を持っております。

一つは、なぜグループをつくってやるのかということでありす。横浜市でありますけれども、横浜の例は、希望者には無料で歩数計を配布して、それを協力店舗などに設置されたリーダーに歩数計を載せると、歩数データが転送され、歩数に応じたポイントによる商品券などが当たる。横浜ウォーキングポイントというものを実施されております。

また、こういうことをやっている市はたくさんあるようであります。個人的に、いろんな歩くといった歩数計を使って、いろんな特典をいただいているという所もあるんですが、ほとんどのその特典は学校のほうに寄附されているようであります。

今回、郡上で行われておりますグループを3人以上つくるということの意味と、それから、その特典ですね。A賞1万円、B賞5,000円、C賞2,000円。審査結果により取り組みに応じた特典がもらえますとあります。6カ月以上頑張ります。

どういった基準で、この特典がもらえるのか。また、6カ月以上といった、6カ月と言ったことに対しての取り組みが、私にはよく理解できませんし、このポスターを見ただけでは、なぜこうな

ったのか。こんなことを思っておりますので、この、今回、行われます「レッツ健活・ゲットええもん」の内容について、詳しい説明をしていただきたいと思いますと思いますが、私自身、3人というグループで取り組むということに関しましては、一つだけ本当に心配なことがありまして、これは何年か前になりますけども、3名のメタボの方を1年でメタボを解消しようといったのでしょうかね。そういうことが指令され、その結果、その中のお一人が自殺をされたということがあります。

そういったグループで取り組まれることにつきましては、利点も多いですけども、一つ間違えると非常にストレスを感じてしまう。自分だけできない。例えば職場であれば私はできないよといったストレスを感じるということもあるようでありますので、そういったことにならないようにということも思っておりますので、ぜひともそれについての御回答をいただきたいと思います。

また1点、最近、ハッピールン、健康という病という本です。健康、健康という病が、今、日本中を覆っている。これはそういった内容の本ですけども、テレビ見ていると健康食品とか健康のもんばかり売っているんですけど、健康健康というのは非常に難しいんですね。効く場合もあるし効かん場合もあるし、全くの偽物もあるということもありますが、がんの発生率の一番の原因はストレスだと言っていますが、ストレス、健康不安も大きなストレスになるということであります。

そういったことも含めて、まず、郡上市の「レッツ健活・ゲットええもん」についての御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、まず新規事業としての健康づくりプロジェクト事業からの御回答をということでしたので、回答をさせていただきます。

今回の健康福祉部の取り組みには、疑問をさまざま感じられるということですけど、まず、議員が言われます、決して個人の健康への取り組みを否定するものではございません。ただ、現在、人口が減ってきているとか、高齢化の社会の中で人々の健康と生活の質の向上、そして、社会保障の負担の軽減。あとは社会経済的活力の向上を目標に、健康づくりへの期待は、当然、高まっております。

全国的にも、健康づくりの活動は、先ほどの個人の活動から組織、グループでの地域貢献、地域振興とか、会社経営とリンクさせた取り組みが多くは展開はされてきている状況でございます。

今回の市でやります新規事業のこのプロジェクト事業ですが、狙いとしては、子どもからお年寄りまでの市民の方が、健康に関心を向けていただいて、みずから継続して健康づくりを気軽に取り組んでいけるような環境づくりを目指しているものでございます。

その3人以上ということなんですが、その意味におきましては、第一次健康福祉推進計画という

ことで、平成18年に策定したのですが、そのときのアンケートの時で、やはり運動してない方を対象に、さまざまな市民のアンケート調査をしましたが、その中で、運動をしてみえない方の理由の中で、やはり忙しいからっていうのと、仲間がいないからというようなところが、結構、その理由として大きな割合を示していました。

特に、実年期ということで、65歳以上の方、75歳以上の方においては、自分と一緒に運動、健康づくりをしてくれる仲間がいる人の割合というのが、実際、10年前と10年後では減少しておりました。

このような結果とか、健康づくりにおける無関心な方にも目を向けていただくために、世代を超えた家族間、地域、職場における仲間づくりを声かけあって目指していくというところがあります。

また、日本老年学的評価研究というのがあるんですが、この健康長寿を実現する地域づくりの研究結果で、その秘訣というようなところは、友人や御近所との交流を積極的にというポイント。

運動は仲間とすると介護予防に効果的であるとか、集まりに参加することは体を健康にするとか、グループで役割を持つというようなことにより長生きするなど、グループでの健康活動の効果は報告はされているところでございます。

もう一つ、今度は6カ月以上というところの期間を限定したことにつきましては、まず、やってみようかという取り組みやすさというようなところを狙う期間ですし、まず、6カ月ある程度行動を続けることは、その後の習慣化につながるという根拠があります。研究があります。

そういうふうなところから、市といたしましては6カ月という期間を設けました。とりあえず6カ月ですけど、基本的には継続的に続けていただくというところの狙いがあります。

あと、審査につきましては、この新規事業につきましては、3月の予算特別委員会の中でも、議員の中からいろんな御意見をいただきました。審査につきましては、まず、申請内容が図れる目標が立てられているかなど、提出された内容を健康課内で、まず、審査をいたします。そのあとに、健康福祉部長、私と、健康福祉部の5課の課長で申請の翌月に審査会を開きます。

そして、審査会でこの内容は認めますというようなところで、実際、それから活動が始まるわけですが、大体半年後のところで、もし実績報告をいただくことになるわけですが、その時点では、取り組みの報告書であったりとか、実際の活動の記録要旨、そして、写真なんかがあれば。そのような提出されました資料をもとに、健康課がその取り組みの期間であったりとか、頻度、グループの人数、メンバーの参加率。あとは、目標達成状況等を審査しまして、まず、点数化をいたします。

そのあと、私と部長と5課長の審査の後に、その基礎点とか総合点が妥当であるかを、これは公費を使いますので、外部審査といたしまして健康福祉推進協議会の中には、健康づくり部会という部会があります。そこの部会の代表の方3名ということで、今のところ医師の方と、あと市民の代表の方を予定しとりますが、最終審査をしていただく予定でございます。

グループの取り組みの評価は、図れる目標値の評価だけではありません。当然、それも大きなポイントとなりますが、あと取り組みの経過におけるプロセス評価というふうなものとか、目標達成度の参加者等への影響なども考慮し判断していきたいと考えております。

あと、目標達成に応じた特典につきましては、まず、取り組み初年度であります今年度につきましては、郡上市共通商品券を準備しておりますが、今後は市内の企業の方にも景品等の提供を募るなど、特典の拡大とか、また、市内の企業の方自体がこの事業に参画していただけるよう、事業所の中で、内々でこの職場の健康づくりと仲間とのつながりができて、健康経営の一助になることを期待しているものでございます。

今の申請状況といたしましては、10件ほどの申請がありまして、その申請の時にいろいろお話を伺いますと、市民の方の健康づくりへの意気込みというのは、大変強く感じておるところでございます。

この事業の開始に当たりましては、当然、健康課、健康福祉部だけの事業では、到底拡大は難しいことであるので、教育委員会、あと商工課、観光課、農務水産課等関係者との会議を開きまして、多くの意見をいただきました。

また、今後も地域の活力となる健康づくりを関係部署との横断体制で、どのようにこれを効果的に事業展開していくかということは、これから庁舎の中においても検討して、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） るる御説明いただきました。

私は、今、議会だよりの中で、私の健康法といったコーナーをつくって、自分の健康法をやってみえるかたが見えます。あの方々にも何らかの特典があって、その特典を生かして、例えばそれで商品券をもらって、それを学校に寄附するとかいろんなことがあってもいいんじゃないか。

3人にこだわってしまうんじゃないに、私はこういう健康法をやっていますよ。その健康法で何らかの成果が上がって、そいつを自分で使ってもいいですし、どっか学校へ寄附するとか、図書館に寄附する。いろんなことがあってもいいんじゃないかなという思いがしますので、この3名以上をつくってということになしに、一人一人が健康に気をつけていければいいんじゃないかなという思いがしますで、この3名以上というのに、非常にこだわるわけです。

今、言われたことはよくわかります。でも、一人でもやってみえる方も見えますので、そういう方も何らかの特典があってもいいんじゃないかなという気がしますし、このA賞1万円っていうのは、かなり大きいと思います。ちょっと大きすぎるんじゃないかなという気もしていますので、

その辺のところを、もし、今後、話し合う機会があればやってほしいと思いますことと、ぜひとも、できればこの郡上市で市の各部で、これやっていただいたらどうですか、健康づくりを。

各部が、いろんな体重測定とか、いろんなことで、何カ月になるかわかりませんが、各部がやろうと思えばやれるでしょう。市民にやらせるんじゃないしに、まず自分たちでやってみる。そういったことも、例えば健康福祉部なら健康福祉部で一つのデータをつくって、じゃあ6カ月頑張ってみようということで、市役所の中の職員の中で、そういったことができるんじゃないかって気がしていますので、ぜひとも、市民にこういうことやれって言う前に、まず、みずからやってみるということも必要じゃないかなという気がしますので、できればそういったことも市内の各部で御相談いただければと思っておりますので、お願いいたします。

先ほど言われましたように、健康福祉部だけで済むことじゃないですし、郡上市全体の大事な人材でございますので、そういったことも含めて考えていただけたらと思いますが、答弁あればお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） ありがとうございます。

1つ説明の追加させていただきますが、個人の健康づくりの取り組みへの特典ということで、今年度9月からになりますが、岐阜県として清流の国ぎふ健康ポイント事業というのは始められまして、42市町村に対して積極的に参加するようになってところで、今、協議をしているところです。

うちといたしましても、個人の方で努力してみえる方は、このような事業が特典として使えます。子どもで言うと岐阜っ子カードのような形で、健康づくりに取り組んで、例えば郡上市の検診とか、いろいろな運動教室とか、いろんなイベント等に参加するとポイントがたまっていくと。それを県のほうに提出した時に、抽選で何かインセンティブがもらえるかもしれないというようなところで、郡上市といたしましては、これにも参加いたしまして、個人としてのところでも頑張ってみえる方を、少しでも意欲継続に従い取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほどの、まず庁舎、職員というところがあります。職員の健康問題もさまざまありますので、当然、今、おっしゃられたところは大切なことだと思いますので、庁舎内でこういう活動が広がるように、各部内で、これから周知と協力体制をつくっていききたいと思っています。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

できましたら、僕、いつも思うんです。市長はいつも歩いてみえて、それが元気の源だな。健康の秘訣は、市長は歩いてみえることだなといういつも気がしますが、本当に、副市長、市内の人たちにも、各部でそういった目標を持って健康づくりに、各部が励んでいただけるような対策も、各

部で相談していただけるということも、市民にやらせるんじゃないに、まず、自分から取り組んでいただくことも考えていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の観光立市郡上についての質問を行います。

これ、ちょっとミスプリントしておりますけども、私、いつも思うんです。観光立市郡上、観光立市郡上が出てきてずっとですが、市長が目指してみえるところと市民が考えているところの乖離をよく感じるんです。

ことしもヨーロッパへの視察研修が計画されておりますけども、「何でそこに行くんや」という市民の方もみえます。私は、郡上市で目指す観光立市を、市長の思ってみえることを理解してない市民がかなりいるんじゃないかなと思いますが、市民はどういうふうに捉えてみえるのかってことをお伺いしたいと思いますけれども、今回のヨーロッパへの視察には、11人の申し込みがあったと聞いておりますが、その11人の方が、どういった目的でここへ、ツェルマットへ視察に行きたいと思われたのか。それも聞いてみたいと思いますし、今後の郡上の観光に期待が非常に大きいと思いますので、その辺のところを、少し、市長、お伺いしたいと思いますので、どうですか、市民は、市長の考えをどれくらい理解してみえると、市長は思いでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） わかりません。

私は、私の考えるところで、非常にある意味で、その御指摘の背景というか、非常に、観光立市郡上ということを広く捉えて、地域づくりそのものだというようなことから言っているの、そうしたことなのか、本当にあしたのまんまが食えるという意味の観光産業をやるのかといったあたりの即効性といいますか、あるいは直接性といいますか、そういうものを求めておられる方からすると、何か言ってることが、いやあ観光というのは、それこそ文化も福祉も教育もだと言ってるようなところが、ややわかりにくいのかとは思いますが、しかし、観光というものが本当に地域の光というものを示す、見せるということになれば、当然、そういうところから地域づくりをやっていくなくてはならないということだと思いますので、そこは、しかし、そういうふうに話しておりますので、相当の方は理解をしておっていただいているのではないかと思います。ただ、やや隔靴搔痒というか、そういう意味で、もっとズバリピンポイントの何かこれをやるってことを言ってくれようようなところはあるのかなと思ってますが、それはそれで、ただ、私も遠い何年先かのことも思いながらですけども、かといって、今すぐやらなきゃいけないというようなことも含めて、いろんな政策を、いわば短期的、中期的、長期的というような形でみながらやってかなきゃいけないと思っておりますので、これはまた、あらゆる機会にそういうことを市民の皆さんにもお話をしてお理解をいただき、また、逆に市民の皆さんからも、そこはちょっと違うんじゃないかとか、いろんな話があったら聞かせてもらいたいと思っております。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

ここに1つ資料があります。世界銀行が発表している1人当たり1年間で旅行にお金をどれくらい割くかという統計情報。2014年版でちょっと古いですがけれども、上位のオーストラリアやドイツ、イギリスは、1年で1,200ドル超を支出しているのに対して、日本人はたったの225ドル。

1人当たりのGDP比率で見ると、ドイツ人は2.7%ですが、日本人はたったの0.6%です。つまり日本人は旅行にお金を使わない人種です。こういう文書があるんですね。

着地型観光をこれから目指す時には、長めの滞在時間を必要としますし、今の日本の社会では、一般的な旅行は日帰りか1泊、長くて2泊。そんな旅行しか、今、行っておりませんので、そうやって考えると、市長がヨーロッパへ目を向けられた、欧米に目を向けられて、観光立市を目指すということは、あながち私は正しいんじゃないかなという気がします。

ですから、そういった形で観光立市をひとつを目指していくということが、一つの方法かなと思いますし、もう1点あります。もう1点、日本への来訪回数で、1回目が43.1%、2回目が17.1、10回以上も11%。全体ではなんと56.9%の外人が2回以上も来訪していることになります。

この来日外国人旅行の調査結果で、次の訪日でやりたいことを調べてみると、最も多いのが温泉入浴45%、次が四季の体感で28%、自然体験、農漁村体験が15.5%となっています。

ということは、郡上市の観光といったことに対する見方をもう少し変えて、郡上市の今後の観光立市を目指していく必要性を、私は感じるんですが、もちろんこれからどうなるかわかりませんが、欧米の国々のお客さんを滞在型、周遊型、体験型、いろんなことが考えられるわけですが、当たり前前の郡上の農業とか、林業とか、いろんなことを体験させられるような旅行といったことも含めて、取り組んでいく必要性を感じておるんですが、その辺についてはどなたかお答えしていただけるでしょう。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長。

○商工観光部長（福手 均君） では、先に私のほうから、担当部署でございますけども。

いわゆる観光地には、滞在型あるいは周遊型、体験型、いずれもいろいろなパターンがあるということは御質問のとおりであろうし、そして、郡上市が目指す姿といいますのは、私の主観かもしれませんが、郡上はこのいずれの可能性もあると、私は思っています。

本当に、ずっと観光を担当してきまして、郡上というのは観光資源の多彩さでありますとか、豊富さでありますとか、そういうことについては、ほかの観光地に決して引けを取らないというのは、十分自信を持っています。

ですから、いかに今度は組み合わせて、商品としてお客さんに情報提供していくか。そういった

ことであろうと。それは、お客さんが日本人であろうとも、あるいは欧米人であろうとも、そして、インバウンドの鉄則としまして、最後は欧米の人を目指すのが一番王道であろうと。

遠くから来た人ほど、たくさんお金を使ってくれますし、たくさん滞在もされます。というところで、いずれは欧米のほうにも考えていきたいというふうに、前から思っておりますし、ここ10年ほどでアジアについては、それなりに郡上のレベルとしては頑張って、今、12万人ときていますけど、それである程度来たと思っておりますけど、次は少しステップアップしていくかと思っておりますし、冒頭に少し戻りますけども、ツエルマットということでもありますけども、これは、いわゆる我々がアドバイザーでお願いしている山田先生が御自分自身が海外の拠点として、長年御自分もそこに住まれて、なおかつそこで地域づくりの中心として頑張ってみえる。そういった所であります。

ですから、私たちは、先生のホームグラウンドを見に行くということを、去年1回やりましたが、そこで幾つかの課題も残りました。調べたこともしっかりありまして、それをことしの予算にも反映しているつもりでありますけども、また新しい方もみえてきた。さらに、市民の中からも、継続しないんですかという御希望もありましたので、ここ1回継続をさせてもらうということと、新しい課題も見えて来よう。そういう気持ちもございます。

また、山田先生はツエルマット、4月の観光月でツエルマットではWhat、何をではなくて、How、どのようにということを見てほしいと。見るべきだとおっしゃっております。

これ私の解釈ですけども、これは歴史も社会的制度も全く違いますので、ツエルマットのWhat、いわゆる何かそのものを郡上には移植はできない。それは当たり前の話でありますけども、彼らがどういった思いから、どのように観光地経営を積んできたか。そして、今の世界的なリゾートになってきたかというその考え方といいますか、取り組みのHowというものは十分に研究することは余地はあると思います。

そういったことで、ことしの研修に当たっては、このHowというのに加えて、さらにこれから具体的にプランでどのようにして、あるいはDoというところは実践ですけども、そこまで含めて参加する方には課題を持っていただいて、そこもしっかりと見ていただいて、なおかつ帰国されたら、そういったレポートも出してほしいというところも課しておりますので、それよりもっと内容の充実したツエルマット研修になるというふうに、私は確信をしておりますので、御理解をお願いします。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ぜひともそうあってほしいと思いますし、特別な所を見に行く観光つてのは、大体終わっているんじゃないかなという気がするんですね。特別な死ぬまでに見てみたい所とか、いろいろあると思いますけども、私は郡上市が目指す観光立市というのは、当たり前の郡上

市で、当たり前人間と会って、当たり前話ができて、そこで過ごしていけるような観光地を目指してほしいな。

それが、もちろんお金にもなってくるし、その人たちが、今後、郡上市で住んでくれることもあるし、また、ほかの友達を連れて来たりとか、いろんなことが出てくると思うんですね。

ですから、郡上市の観光のあり方というものをもう少し、もちろん郡上踊り、踊りの町ですので、それはメインでやっていることは間違いありませんけども、それだけじゃなしに、その裏にある日本の、郡上の文化といったものを、しっかり7つの町村の文化というものをもう少し観光に生かしていく。観光と言えばおかしいですけど、生活に生かしていくような観光立市であってほしいなと思っておりますので、ぜひとも今後もそういった形で進んでほしいことと、今後、ツェルマツトへ行っていただくわけですけども、特別な観光地を見たり、特別な人と会ったりすることも必要かもしれませんけれども、普通の人と会ってほしいな。普通の、例えば子ども、普通の大人の普通の生活している人たちと、時間をとっていろんな勉強してきてほしいなと思いはしております。

そんなことを、今度の視察にはぜひとも期待しておりますので、それが将来の郡上市の観光立市郡上に生かされることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 本日の日程はこれで終了します。

これで散会します。

（午後 2時59分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員